

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成23年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成23年10月6日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成23年10月6日 木曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後6時4分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 甲第3号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 2 乙第3号議案 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例
- 3 乙第10号議案 交通事故に関する和解等について
- 4 乙第12号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 5 請願第1号及び同第3号、陳情平成20年第41号、同第43号、同第53号、同第57号、同第64号、同第78号、同第125号、同第134号、同第137号、同第142号、同第148号、同第188号、同第189号、同第192号、同第195号、同第199号、陳情平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第32号、同第41号、同第50号、同第52号、同第57号、同第60号、同第61号、同第65号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第99号、同第110号の2、同第112号、同第113号、同第116号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第139号、同第142号、同第145号、同第148号、同第149号、同第153号、同第160号、同第178号、同第196号、同第197号、同第200号、同第204号、同第205号、同第210号、陳情平成22年第2号、同第23号、同第24号、同第27号、同第30号から同第33号まで、同第40号、同第49号、同第52号、同第53号、同第61号の2、同第76号、同第78号、同第95号、同第97号、同第98号、同第101号、同第103号、同第106号、同第120号から同第122号まで、同第128号、同第129号、同第137号、同第139号、同

第143号、同第147号、同第153号、同第158号の3、同第160号、同第164号、同第174号から同第176号まで、同第179号、同第183号、同第185号、同第194号、同第199号、同第200号、同第202号、同第206号、陳情第6号の2、第8号、第11号、第13号、第21号、第28号、第30号の2、第42号から第44号まで、第46号、第47号、第55号、第58号から第61号まで、第63号、第66号、第69号、第71号、第86号、第88号、第89号、第94号から第96号まで、第100号、第103号、第108号、第111号から第113号まで、第115号の3、第117号、第119号から第122号まで、第123号の2、第124号、第126号の2、第131号、第137号、第141号、第143号、第148号、第149号及び第152号

6 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	赤嶺	昇君
副委員長	西銘	純恵さん
委員	桑江	朝千夫君
委員	佐喜真	淳君
委員	仲田	弘毅君
委員	翁長	政俊君
委員	仲村	未央さん
委員	渡嘉敷	喜代子さん
委員	上原	章君
委員	奥平	一夫君
委員	比嘉	京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教	育	長	大	城	浩	君
総	務	課	長	大	城	勇
総	務	課	教	育	企	画
監	嘉	数	卓	君		
財	務	課	長	安	慶	名
均	君					
施	設	課	長	石	垣	安
重	君					
県	立	学	校	教	育	課
長	平	良	勉	君		
義	務	教	育	課	長	狩
侯	智	君				
保	健	体	育	課	長	具
志	堅	侃	君			

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

甲第3号議案、乙第3号議案、乙第10号議案及び乙第12号議案の4件、請願2件、陳情152件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第12号議案損害賠償請求事件の和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 それでは、教育委員会所管の議案について御説明申し上げます。

乙第12号議案損害賠償請求事件の和解等について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立中部農林高等学校グラウンド内で生徒のクラブ活動中に発生した負傷事故に関する損害賠償請求事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上が概要説明でございます。

よろしくお願いたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 このクラブ活動中の事故というものを、被害者が裁判に持ち込んだということはどうしてなのかなど。裁判に至らないで和解なり話し合い、交渉がなぜできなかったのか、説明をお願いいたします。

○大城浩教育長 事故が起こったのが平成20年でありました。その後、本人は手術、治療をしていく中で2週間ばかり入院をした経緯がございましたが、その後、学校側も被害者である生徒に対しましてさまざまな対応をしてきております。そういう中で、被害者と被害の看病に実際当たられました保護者といえますか、その関係の中で、若干、賠償についてぎくしゃくした関係があったといえますか、そういったことがあって訴訟になったと。そういう経過であると聞いております。

○西銘純恵委員 あってはならない事故ですから、できるだけ訴訟に至らない解決ということを、今後、努力していただきたいと。これは学校側からの積極的な働きかけによればできたのではないかという気もするものですから、今後のことも含めて指摘をしたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の一部入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成20年第57号外68件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審議対象は、陳情69件で、内訳は継続60件、新規9件でございます。

継続審議となっております陳情60件のうち、処理方針の変更を行うものについて説明いたします。

17ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情平成21年第112号の特別支援教育のさらなる推進に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

1 特別支援学級を新たに設置する場合の基準については、「沖縄県公立小学校・中学校特別支援学級設置要綱」において、原則として、5人を下限としておりました。県教育委員会としましては、保護者のニーズ、児童生徒の学び合いや集団活動による社会的自立などの教育的観点等を踏まえ、基準を3人に改正し、平成24年度から実施することとしております。3人未満での設置につきましては、地域の特別支援学級の設置状況、市町村教育委員会の特別支援学級設置計画、就学前の障害児児童数等を勘案しながら弾力的に対応してまいりたいと考えております。特別支援教育専門の教員の配置につきましては、免許法認定講習による特別支援学校教諭免許状の取得率の向上に努めているところであります。

次に、62ページをお開きください。

陳情第59号の島尻教育事務所存続に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

那覇・島尻教育事務所の統合については、関係市町村の理解が十分に得られていないことから、平成24年度の統合は実施しないことといたしました。県教育委員会としましては、今後とも市町村と十分な意見交換を行い、教育事務所のあり方について、研究をしてまいりたいと考えております。

また、63ページの陳情第60号の記1については、陳情の趣旨が、陳情第59号と同じですので、同第59号の処理方針に同じであります。

次に、78ページをお開きください。

陳情第103号の沖縄陸軍病院南風原壕群の「飯上げの道」保存に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

沖縄陸軍病院南風原壕群は、平成2年に南風原町が戦跡文化財に指定した戦

争遺跡です。飯上げの道は、動員された当時の学徒らが食料や水を運んだとされる炊事場から各ごうを結ぶ道で、当該遺跡を理解する上で、重要であるととらえております。南風原町においては、飯上げの道のトンネル部分の保存を決定し、県南部土木事務所へ伝えたと聞いております。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

79ページをお開きください。

陳情第111号の諸手当認定業務の移譲及び学校事務の共同実施の制度化に関する陳情が、沖縄県公立小中学校事務職員協会中頭支部支部長新垣光子から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1、2 県教育委員会では、学校事務の共同実施について、主体となる各市町村教育委員会と連携し、その取り組みを支援しております。学校事務の共同実施、事務長制については、市町村の学校管理規則の改正を伴うことから、引き続き市町村教育委員会と連携し、適切な助言を行ってまいります。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第3項により、市町村教育委員会教育長は、所管する学校の職員に権限を委任することができるとなっております。県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、適切な助言を行っているところであります。

4 諸手当認定権限の市町村教育委員会への移譲については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第2項に基づいた事前協議を含め、市町村教育委員会と調整を進め、円滑な移譲に向けて取り組んでいるところです。

次に、80ページをお開きください。

陳情第112号の諸手当認定業務の移譲及び学校事務の共同実施の制度化に関する陳情が、中頭地区共同実施研究主任会会長當山幸子から提出されております。

この陳情の趣旨は、陳情第111号と同じですので、同第111号の処理方針に同じであります。

次に、81ページをお開きください。

陳情第115号の3美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情が、美ぎ島美しゃ市町村会会長下地敏彦外4人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

3 離島住民の、公平な教育機会の確保と教育に係る費用の負担軽減を図ることは重要なことだと考えております。現在、県においては、高校生等に対して、奨学金制度で就学支援を行っており、離島出身者等の自宅外通学者に対して、一定額の加算措置も実施しております。また、国に対し給付型奨学金等の

制度の創設を全国都道府県教育長協議会等を通じて要望しているところであり
ます。平成24年度以降の新たな計画での制度提言の中で、「離島・へき地支援
のための教育振興総合対策」として交通費の負担軽減、寄宿舍と宿泊施設等多
様なニーズにこたえられる、多機能な総合施設である「離島・へき地支援のた
めの離島児童・生徒支援センター(仮称)」の設置等を国に要望しているところ
であります。離島の保護者の経済的負担の軽減や、精神的負担の緩和を図るた
め、これらの実現に努めてまいります。

4 へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)の改善につい
ては、全国都道府県教育長協議会等を通じ関係省庁へ要請してきたところであ
ります。今後とも、国の動向を見ながら、地域による格差が生じないよう十分
な財源措置について働きかけてまいります。

5 学校給食費は、学校給食法の規定により、施設及び設備に要する経費や
人件費等は設置者である市町村が負担し、個人へ還元される食材費等は保護
者が負担することと定められております。

経済的困窮による給食費への支援が必要な児童生徒については、市町村にお
いて、教育の機会均等の立場から、学校給食費等の就学援助が行われておりま
す。県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ就
学援助費の助成等について要請を行っているところでもあります。

次に、83ページをお開きください。

陳情第117号旧沖縄少年会館(那覇市久茂地公民館)の保存に関する陳情が、
DOCOMOMO J a p a n代表鈴木博之から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

旧沖縄少年会館(那覇市久茂地公民館)は、沖縄の復帰前の1966年に建設され
た建物であり、歴史的または建築史的に一定の価値は有するものと思慮されま
す。那覇市においては同館の解体予算が平成23年9月議会で可決される一方、
その取り扱いについては今後関係者との話し合いの予定があると聞いておりま
す。県教育委員会といたしましては、地域の歴史的遺産は地域において保存の
可否も含め判断することが重要と考えており、今後の推移を見守りつつ対応し
ていきたいと考えております。

次に、84ページをお開きください。

陳情第119号平成24年度中学校教科用図書に関する陳情が、石垣市議会議員
大浜哲夫外9人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県教育委員会としましては、これまで文部科学省の助言をもとに、3市町教
育委員会等に対して一本化を図るよう助言を行ってまいりました。引き続き、

9月8日の採択決議の協議の有効性も含め、合意に向けた協議を促し、援助してまいりたいと考えております。

次に、85ページをお開きください。

陳情第137号学校で働く非正規教職員の待遇改善を求める陳情が、沖縄県教職員組合那覇支部執行委員長宮城達外1人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1の趣旨は、73ページの陳情第89号の記2と同じですので、同陳情第89号の記2の処理方針に同じであります。

2、3、4 公立小中学校における現業職員等については、市町村の負担で配置されているところであり、任用及び勤務条件等については、実情に応じ、各市町村の判断でとり行われております。なお、現業職員等の配置に要する経費については、地方交付税で措置されているところであります。

5 これまでも教職員の人件費など、必要な教育予算の確保に努めてきたところであり、今後とも、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

次に、86ページをお開きください。

陳情第148号宮古島市「学校統廃合」に関する陳情が、宮古島学校統廃合を考える会共同代表平良恵雄外5人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

小中学校の統廃合は、設置主体である市町村教育委員会のもとにおいて、過疎化・少子化等による社会の変化や教育的効果等を考慮して実施されているものと認識しております。県教育委員会としましては、統廃合を検討している市町村教育委員会の主体性を尊重し、適切に対応していきたいと考えております。

次に、87ページをお開きください。

陳情第149号「沖縄学生会館」に関する陳情が、糸数昌信から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

沖縄学生会館の今後のあり方につきましては、庁内に設置した沖縄県県外学生寮検討委員会において、改築の可否を問わず「沖縄学生会館の財産は本県人材育成のために活用されるべきである」との前提に慎重に検討してまいりました。同委員会での検討結果は、「沖縄学生会館については、1点目に学生寮を取り巻く社会情勢が変化していること。2点目として、土地一部売却を前提としても資金調達等に課題があること、また、その後の運営費についても長期にわたって補助を継続していくことは財政的な制約があること。3点目として、次代を担う人材の育成のためには沖縄学生会館を改築する以外にも、他の方法

が考えられるのではないかということ。以上の点を踏まえ沖縄学生会館の改築は困難である。」となっております。県教育委員会では、沖縄県県外学生寮検討委員会の検討結果について東京沖縄県人会とも意見交換を行い、「改築が困難である」との結論に対して、理解が得られていると考えております。沖縄学生会館の財産については、今後とも人材育成に資することができるよう関係部局や関係機関と調整を図っていきたいと考えております。

次に、88ページをお開きください。

陳情第152号島尻教育事務所の存続に関する陳情が、豊見城市議会議長屋良国弘から提出されております。

この陳情の趣旨は、63ページの陳情第60号と同じですので、同第60号の処理方針に同じであります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 教育長、この間、八重山教科書の問題では本当に御尽力されて、皆さん本当にお疲れさまです。

84ページの陳情第119号をお尋ねします。平成24年度中学校教科書図書に関する陳情、これについてお尋ねします。

きのう、Q A Bのテレビニュースを見ました。八重山P T A連合会会長の平良守弘氏がテレビに出ていまして発言をしていたのです。「内容を130冊以上もあるたくさんの教科書の中から選ぶのには、調査員の報告書を見てやらなければいけないという発言をしました」ということで、そう言ったら、教科用図書八重山採択地区協議会の玉津会長が、「教科書は見なくても見たと言えればいい」ということを会長が言ったと。そして発言ストップになった。そして3人が意見を述べたけれども、「公民の教科書は見ていません」というニュースが流れたのですよ。私はこれまでの八重山の採択地区協議会の運営のあり方、

相当指摘をされてきたのですが、独断専行ということで行われたのであれば、この玉津会長の資格そのものが問われると思いますし、同協議会の選定の有効性も問われてくると私は思っているのですよ。

まず、今の私が見た—これは公に報道されております。平良会長が出ていました。これに対する見解をお尋ねします。

○大城浩教育長 実は私はきのうのQ A Bのテレビニュースは拝見しておりません。したがって、その件に関してはコメントは差し控えたいと思います。ただ、今の調査員の調査をした視点について、何と申しますか、我々が示しました選定資料にある採択の条件とか、採択の方法とか、調査の観点とか、そういった視点のさまざまな資料をお送りしていく中で、調査の観点について今みたいな発言があることは、大変ゆゆしき発言かなという気はいたします。少なくとも教科書といいますのは、調査の観点にもありますように専門性を持っている調査員の方々の見識は大変高いものがあるでしょうから、そういった視点から、もしそういった発言があるのであれば残念な気がいたします。

○西銘純恵委員 会議録の提供を求めるべきではありませんか。即刻、提出を求めるべきではありませんか。

○大城浩教育長 それにつきましては私どもも何回か要請をしており、やはり8月23日の会議録につきましては大変重要な部分があるということも認識しておりますので、公開につきましてはこれから求めていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 陳情者が要旨の中で、この玉津会長の教科用図書八重山採択地区協議会の採択に不信を抱いている理由について、陳情書の中で3点述べているのですが、これについては教育長の認識も同じでしょうか。

○大城浩教育長 これまで本会議でもこの採択の手順について拙速の方法であるとか、あるいは運営の方法とかについても答弁をしております。そういった意味で、地域住民の方々がそういった点について疑義があったということが今回の大きな混乱の原因でしょうから、ほぼ同じ認識でおります。

○西銘純恵委員 私は8月23日の会議録を手に入れました。これから教育庁が入手されると言われているのですが、これはこれだけの会議録の中で、教科書一国語とかいろいろ点数をつけて採点しているのですが、きのうのテレ

ビに出られた八重山PTA連合会会長の平良さんですが、彼が発言したことが会議録の中の22ページにあるのですが、読み上げます。委員一名前は書いてありませんが、委員「会長が教科書を見なくても、見たと言えいいのですよと話したでしょう。そういう話を前のときにしたから、協議会委員の皆さんも誤解を生じることになるのですよ。」。玉津会長「待ってください、今の話は。」。委員「そういう話をしたから誤解を招くのですよ。」。玉津会長「今の話は別です。発言ストップ。」ということなのです。これは会議録ということですから、後で入手するのが別のものになるということはありません。この記録、今私が明らかにしましたが、どうでしょうか。

○大城浩教育長 私どもも8月23日の会議録につきましては、やはり今後の対応等に大事な視点がありますので、さまざまなルートを通しながらお願いした経緯もあるみたいですね。ところが当局からは、やはりすべての審議が終わらない限りはなかなか公開できませんと、そういうたぐいの返事が事務方を通してあったということです。ですから、これからも引き続き会議録の公開については要求をしていく中で、正式な会議録の公開を我々が受理した段階で、しっかりと対応を考えていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 通常の採択が八重山地区ではなされていないと。既に全国でも採択されたが、この混乱の大もとが8月23日の会議の中であるのではないかというのであれば、混乱の原因を探るためにも即刻求めるべきだと思うのです。これは最後の発言ストップは、本当に最後のやりとりなのですが、20ページからこの委員がこういうことを言っているのです。いろいろと問題点を指摘したいのですが。「調査員が挙げてきた以外のマイナスのものが何で選ばれたのか、これも疑問だ。」と。そして育鵬社の教科書ですが「マイナス面がたくさん書いてあるものがなぜ選ばれたのですか。少し疑問です。育鵬社などは表紙に沖縄県が入っていません。米軍基地などの記述がない。」そしてやりとりがあって「マイナス面が多いのに、なぜ取り上げないのですか。なぜ推薦されるのですか。」やりとりがずっとあるのですよ。「余りにもマイナス面が大きく書かれているのに、この推薦で出てくるのがおかしい。研究資料の中にも育鵬社がマイナス60ページ、62ページとマイナスがたくさんある。」このマイナスというものは、比較をしたことと言っていると思うのですが「教科書を選ぶときに、教科書を勉強した調査員がマイナスということを出してきているものを、どうして選ぶのですか。」ということ言った最後に、この教科書を見なくても見たと言えいいでしょうという発言で発言ストップをかけられたわけですよ。だ

からこの公民の採択地区協議会の選定そのものが、これは問題があるということになると思うのですよ。これから先に私は入手しなければ、膠着状態—今、教科書を選べないという状況は打開できないと思っているのですよ。きょうにでも入手すべきではないですか。

○大城浩教育長 可能な限り早目に、今の西銘委員の御要望を受けながら、対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 「教科書を見なくていい」という、「検討しなくてもいい」ということは、平成24年度使用教科書の採択について文部科学省の通知がありますよね、4月7日の通知。これとの関連でもどのように認識されていますか。

○大城浩教育長 先ほどから申し上げますように、教科書の採択の条件、採択の方法、調査の観点、そういったものが選定の際に公平・公正でなければならないという思いがありますので、そういった視点から考えたら、今回の八重山地区の大きな混乱の原因も、地域住民のさまざまな疑義が生じたわけですから、基本的には八重山地区の御判断になるわけでしょうが、我々県教育委員会といたしましても、さまざまな疑義があったことは八重山地区としても重く受けとめて、今後の対応をしっかりと考えてもらいたいという思いであります。同時に、我々県教育委員会といたしましては、やはりこの採択の権限は少なくとも各市町村教育委員会にありますので、その教育委員会をどういう形で指導・助言をしていくのか、そういったことも含めながら文部科学省ともしっかりと、指導・助言を仰ぎながら、合意形成に向けて対応していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 この4月7日の文部科学省の各都道府県教育委員長あての通知書の中では、最初に教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があると。綿密な調査研究ですよ。それが最初に文部科学省から今年度の教科書採択問題ではトップにきているのですよ。それを、教科書は見なくていいと、採択地区協議会委員に対してそういうことを言っているということは、これは言っている人は玉津会長なのですよ。だから協議会を取り仕切る資格があるのでしょうか。そもそも問題ではないですか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、翁長委員から赤嶺委員長に対し公表されていない会議録に基づく質疑は執行部も答弁できないので是正するよう申し入れがされ、赤嶺委員長から各委員の質疑の際に確認するよう整理がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
大城浩教育長。

○大城浩教育長 実は我々も8月23日の会議録につきましては、すべての会議録がないことには御判断がなかなか難しいでしょうから要求をしまして。そういうことをしていく中で答申の有効性も含めて、今後、我々の見解を述べていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 答申の有効性はそもそもから、この会長の運営の方法も含めて、間違っていたということ、独断専行でやってきたということを一こういうことがまかり通るならば、今後、同じようなことが幾らでも許されるということになるわけですね。ここはしっかりと特定の教科書を選ぶ目的で、このようなことが通るのかということと判断していただきたいと思うのですよ。文部科学省の基本的な考え方とかいろいろな通知を見ても、本当に公正・公平にやる、専門的な教科書研究、十分かつ綿密な調査研究を欠かすことができない、適正かつ公正な採択の確保、開かれた採択の推進、このような文部科学省の通知からしても、全く大問題だと思うわけですよ。ですからこの会議録が入手できた暁には、きちんこの問題に決着をつけることができるのではないかと私は思うのですよ。8月23日というのは、八重山採択地区協議会が教科書の選定をして答申をする場ですよ。最終的には9月8日に各教育委員会委員が集まって6時間かかりの議論の中で決まったという教科書が選定をされて、皆さんは文部科学省にちゃんと報告をしたわけですよ、教科書が選ばれましたと。これがどうして文部科学省でだめだといっているのか、そこは文部科学省も問題だと私は思っているのですよ。それでお尋ねをしたいのですが、日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員が9月26日に文部科学省に対して沖縄県八重山地区における教科書採択に関する質問趣意書を出しまして、この中で文部科学省との関連について質問をしたのです。中川文部科学大臣が協議は整っていないと考えていかざるを得ないと9月13日に言われましたよね。それで教育庁はずっとこの間の手続については文部科学省といろいろ相談をしながらやってきた結果、ちゃんと教科書が採択できたということで報告をしたら、協議が整っていない

ということに対して県教育庁は本当に驚いているということであるのですが、この8日の協議に至る過程で、文部科学省と沖縄県教育委員会との間で本当に綿密に指導・助言・援助の関係でずっとやりとりをしながらきたと報告を受けましたが、それをもう一度確認したいと思います。

○狩俣智義務教育課長 当局としましては、文部科学省とは節々で一大事な時点でこちらの考えを示して、それに対して御意見と御指導をいただきまして進めてきております。9月8日の件について、最終的に私自身が文部科学省とかかわった時間というのは、その日の2時に協議がありました。12時半に最終的な意見交換をしております。その中でいただいたことは、各教育委員会の合意というものが大切であると、そのために合意の部分をしっかりとしていただきたいと思います、そういう指導・助言をいただいております。

○西銘純恵委員 先ほどの質問趣意書で、13日に自民党の文部科学部会と日本の前途と歴史教育を考える議員の会の合同会議が開かれ、文部科学省の代表も出席しているということですが、義務教育課長が呼ばれた場というのはこの自民党と歴史教育を考える議員の会の合同会議、文部科学省の代表も出席していた場でしょうか。

○狩俣智義務教育課長 沖縄県教育庁から義務教育課長、文部科学省からは教科書課の職員、それから玉津八重山採択地区協議会会長、この3者が出席をしております。

○西銘純恵委員 この場で、自民党の文部科学部会として、八重山採択地区協議会の答申に基づき教科用図書を採択するように竹富町教育委員会を指導するよう文部科学省に要請したということは事実ですか、という質問をしているのですよ。こういうやりとりはありましたか。

○狩俣智義務教育課長 そこに出席されている国会議員の中から、そのような意見があって、文部科学省に対してそのようにすべきではないのかと、そういうような意見があったかと記憶しております。

○西銘純恵委員 質問趣意書に対する回答もこう言っているのです。「自由民主党文部科学部会より、文部科学省に対して御指摘のような趣旨の「竹富町教育委員会を指導するように」という要請があったと」。これは文部科学省が竹

富町の教育委員会—自主的に教科書の採択をしなければいけないというところに介入していることではありませんか。ましてや自民党の部会や、そしてこの新しい歴史教科書をつくる会の議員たちが政治的な圧力をかけているということにはなりませんか。こういうことがあっていいのでしょうか。

○大城浩教育長　さまざまな御意見があったことは義務教育課長からも聞いておりますが、そういった御意見に対しまして、我々はいちいちコメントする立場にありません。

○西銘純恵委員　でも、教育は政治から中立に、教育行政を教育基本法、日本国憲法にのっとって進めていくという行政ですよ。そこが明らかに育鵬社の教科書を選ばせるような政治団体が、それも沖縄県の教育委員会の代表を呼びつけてそういう圧力をかけるということを許していいのですか。問題ではありませんか。政治介入ですよ。

○狩俣智義務教育課長　私自身は呼びつけられたという認識を持っておりません。たまたま東京都に私がいましたので、だれか県教育委員会から説明者を出席させてほしいということがありまして私が出席をしたわけです。私としては、むしろ県教育委員会の立場をしっかりとそこで説明したいと、そういう意思を持って、そこで県教育委員会の立場をしっかりと説明したつもりです。実際、さまざまな要求が私ども県教育委員会に対してもありましたが、私たちは3者を指導して一本化を図っていくというその姿勢をずっと一貫して説明したと、そのように考えております。

○西銘純恵委員　義務教育課長に対して、今の自民党文部科学部会に呼ばれたところで、八重山採択地区協議会の答申に従うよう竹富町教育委員会を指導するよにといいことは言われましたか。なかったですか。

○狩俣智義務教育課長　そのことについて、確かにそういう要請というものがありません。私どもは基本的な考え方を示して、両方の法律を立てると。義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の両方を立てると、その立場からは1つの市町村を指導するよといふことは考えていないという旨の返事をいたしました。

○西銘純恵委員　本当に教育庁として、とるべき法律にのっとって毅然とした

ということを伺ったのですが、いずれにしても政治的圧力をかけられながら、県の教育庁がずっとこの問題に対して一貫して立場を明確にして、9月8日に採択をされたということを文部科学省にも報告をしているという、そこをどう現実のものにするかというところで今、思慮していると思うのですが、9月8日の委員会の中で、皆さんが文部科学省に報告をした教科書採択についての報告書が文書でつくられてありますが、この中で、最終的には育鵬社の教科書については否決をして、そして東京書籍を採択したと。その後、委員の皆さんから意見を聞いていますよね。教科書についてどう判断をしたのか、ここはとてもネックになるのではないかと思うのですよ。やはり採択の理由は熟慮して、そして教科書をちゃんと適正に見て比較をして判断したということだと思うのですが、この委員の意見—これは13名の委員のうち1人は退席をしたまま戻らず採決になったということですが、この意見についても報告を受けたいと思います。

○大城浩教育長 何名かの委員が9月8日の場で御発言していますので、御紹介をしたいと思います。どういった発言があったかということでの御紹介ですね。まず、東京書籍につきましてはこういった意見がありました。「現在、使われている中で指導書も学びの連続性、指導としても的確な教材となっている」と。また、ある委員は「研究のために使った資料を持っていないため、今は答えられない。」ある委員は東京書籍につきましては「調査員が推薦、他の教科書よりも大きい。中の文字が見やすい。歴史、地理、公民の一貫性を持ちたい。単元に話し合いの視点が示されており、言語力の向上や評価の観点が示されている。」と。また、ある委員は「歴史を中心に研究、公民については判断の基準を持っていない。」と。ある委員は東京書籍につきましては「調査員が推薦しているから。」と。また、育鵬社を推薦した方はこういったことをおっしゃっています。「調査観点、調査員の調査書をもとに、自分の採択基準で決めた。学習指導要領、東京都の調査観点も参考にした。国、家族、天皇、国旗の扱い、現代社会の見方を教えることができる。」と。それから東京書籍を推した方は「調査員の意見も大事。現在使用されている教科書である。」と。東京書籍に賛成した方は「原子力発電所の扱い、多くの方々に理解されている。子供が利用する観点がある。」と。そういった御発言が9月8日の場であったということをお聞きしております。

○西銘純恵委員 私は教科書採択—この中でそれぞれの意見が出されているように、こういう審議の過程が、最終的には多数決であってもきちんと決められ

たと、この採択については重いと思っています。ですから、これをしっかりと前に進めていただきたいと思います。私は先ほど文部科学省や自民党などの政治介入という話をしたのですが、産経新聞の8月25日付に、この新しい歴史教科書をつくる会筆頭の藤岡氏が記事を書いているのですよ。「石垣市が今、教科書採択問題で揺れている。それは保守市政の誕生が発端だ。」と明確に書いています。「保守市政が誕生したことが事の発端だった。中山義隆新市長は現職の高等学校校長の玉津博克氏を教育長に任命し、その玉津教育長が教科書採択手続を改革に手をつけた。」これ、改革と言っているのですよ。そして、この運営のやり方が問題があるといわれた2つについて、これは評価して書いているのです。「採択委員の構成を変更したことと、教科書の順位づけを廃止した。」この2つによるものを明記して記事にしているのですが、結局、政治の力で玉津教育長が八重山地区の教科用図書採択地区協議会の中で、この育鵬社の教科書を採択させるためにずっと動いているということをはっきりと明かにしているわけですね。こんな中でやはり沖縄県の教育行政が、ましてや公民の教科書という大事な分野でしっかりと県の教育庁は公正・公平に県民が求める、そして子供たちに渡す教科書を引き継いでいくと、教えていくという立場で、ある意味ではそういう政治的な圧力ときっぱりと、教育を守る立場でやっていただきたいと思うのです。もう一つ、この政治介入についても指摘をしたのですが、沖縄県内にも沖縄支部として自由法曹団という弁護士の会がありまして、皆さんは団長の声明をお読みになったと思うのですが、「この八重山採択地区協議会の今回の選定手続が、規約に定めた役員会での手続をとらずに会長の独断で調査員を選任したほか、現場の声を反映するために行われている調査員による順位づけを廃止し、選定を非公開で無記名投票にするなどルール変更を行った。これは教育現場の声を反映しづらく、かつ選定過程の透明性を後退させるものであり、当初より国民的な批判の強いつくる会系教科書の選定を行うための手続変更と言わざるを得ない。ましてや調査員が推薦した教科書の中に含まれていない育鵬社の公民教科書を選定するという前例のない暴挙。」というぐらい厳しく言っているのです。だから教科書というのは、現場で教えている先生方—調査員ですね、この声を聞いてやっていくということが一番の前提ではないかと思うのです。ですから、調査員が選定しなかった教科書であるということについてもこれは問題であると私は思っておりますが、今後の選定の方法も含めて調査員の選定する順位づけ、これについて見解を伺いたいと思います。

○大城浩教育長 たしか本会議でも答弁したかと思いますが。教科書の選定につきましては、私どもで文部科学省から出てまいりましたさまざまな資料、そし

て沖縄県教科書選定審議会が策定いたしました選定資料、そういう中には採択の条件、採択の方法、調査の観点、こういった3つの視点からしっかりと書かれております。ですから、当然、公正・公平な視点で教科書は選ぶべきであると、そういうことを何度も申し上げてまいりました。今回の大きな論点になっていますのは、やはり採択の手続、運営等に地域住民から疑義があったと、そういったことが8月23日における大きな対応でしょうから、そのあたりは、今後、会議録を要求していく中でしっかりと検証していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 県教育委員会がとる立場は、指導、助言、援助ということになっているのですが、強力な指導を今行うべきではないかと思うのですよ。この混乱を收拾する方法は、県教育委員会の強力な指導だと思っておりますので、これについては今後の打開に向けて、解決に向けてどのように考えていらっしゃるのかをお願いします。

○大城浩教育長 少なくとも教科書の採択につきましては、当該採択地区の問題であります。ですから当該採択地区でしっかりと合意形成に向けて御努力をしてもらうのが第一でございます。ですからそういう中で、我々県教育委員会ができる指導、助言、援助、これにつきましても、引き続き地域と連携するなり、あるいは文部科学省とも、指導・助言を仰ぎながら、しっかりとした対応をしていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 最初に聞きました教科書を見なくてもいいという発言について再度確認したいのですが、これが協議会会長の発言で、このようになされてきたということであれば、この協議会そのものの存立といいますか、この公民の採択について、これは無効ということも考えられるのではないかと思います。これについて最後に答弁を求めたいと思います。

○大城浩教育長 今の過程についてのお話には、なかなか私なりの発言ができませんが、少なくとも会議録をこれから要求していく中で、今みたいな発言があるのであれば、またしっかりと検証しながら対応していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、翁長委員から赤嶺委員長に対して西銘委員の会議録につい

て、正式な会議録か出席者の発言録か確認するよう申し入れがあり、西銘委員から正式な会議録を入手し質疑していると説明がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 教科書問題についてですが、採択地区協議会のこの会を発足するに当たっての一まず会長ありきではなくて、この協議会をつくる時の、だれがどのようにしてその協議会をつくったのかということを知りたいのです。これは一般質問での教育長の答弁で、協議会会長が委員を決めるのだということを書いていましたが、ではその協議会会長をだれが決めたのかと、その組織そのものですね。例えば3つの教育委員会があるわけですから、そこから教育長が出ていくのかということはどういう法律に基づいてなされているのか、そのあたりからまずお尋ねしたいと思います。

○狩俣智義務教育課長 採択地区協議会の規約に基づいて会長の選任といえますか、それがなされたと理解しております。

○渡嘉敷喜代子委員 その採択地区協議会のメンバーというのは、どういった人たちが入っているのですか。

○狩俣智義務教育課長 採択地区協議会のメンバーは、3教育委員会の教育長—3名ですね。それから採択地区の教育委員会委員それぞれ1名、計3名。それから八重山地区PTA連合会代表1名、学識経験者1名と、このようになっています。

○渡嘉敷喜代子委員 その人数は、当初は何名でしたか。今おっしゃった委員は何名でしたか。

○狩俣智義務教育課長 当初の旧規約においては11名と、新規約においては8名ということです。

○渡嘉敷喜代子委員 この規約を改正して、結局は8名でやってきたわけですよ。その中でも教育委員会から、学校現場の校長も入れなさい、そして教育

関係者も入れなさいということをお助言しましたよね。そのことも無視をしてその8名で発足しているわけですよね。そうでしたよね、皆さんからの報告を聞いたら。

○狩俣智義務教育課長 訂正します。先ほど11名と説明しましたが、旧規約の場合は9名ということになります。こちらから指導・助言というよりは、非常にこの規約の改定をめぐってさまざまな疑問点が地域で出まして、そのことで紛糾をしておりましたので、仕切り直しといたしますか、そういうことも必要だろうということで採択地区協議会のメンバーに校長代表を入れたらどうかということと、教育の専門家である指導主事を入れたらどうかということ、それから選定のための採決を一たん延期したらどうかと、そういった要請を八重山教育事務所長を通して行いました。

○渡嘉敷喜代子委員 そういう要請にもかかわらず委員を8名に決めたと。その8名に決めたまでのいきさつもどうやら、新聞報道によりますと、石垣市教育委員会も、竹富町教育委員会も、その委員の選定についてはちゃんとした場で選定されていなかったと、されないままに送られていったということもあるのですが、それは事実ですか。

○狩俣智義務教育課長 詳細といたしますか、そういった細々とした事実関係というものをすべて把握しているわけではありませんが、臨時総会を通して一途中で臨時総会を持っております。その中で一たん整理をして、追認という形をとりながら規約をそこで定めたというふうに理解しております。

○渡嘉敷喜代子委員 それからもう一つ問題なのは、調査員を会長みずから入れかえて、そしてあなた方が調査したものを順位づけしてはいけないとか、それを取り入れることはないかもしれないよというようなことも含めて、調査員を入れかえていますよね。そのことを、その後に行われた協議会の中で事後承認みたいな形になっているのですよね。こういうことは本当に可能なのかどうか、会議の運営上。そのことが気になるのですよ。そこで、1カ月前にもその調査員はたくさんの資料を読みながら、これまで調査をしてきた人を、いや否決にしますというわけにはいかないのもう承認しますということで事後承認しましたね。こういうやり方が会議をしていく上で本当に正しいことなのかどうか、これは本当に今までの教科書選定については、やはり調査員の一専門家の皆さんが調査したものを、順位づけはともかくとして、上がってきたものに

ついてを選定していくということがこれまでのやり方でしたよね。それを会長の息のかかった人たちにさせるとか—そうだったかどうかはわかりませんが、そのようなことをやって後で事後承認させるというような、こういう運営の仕方が本当に正しいのかどうか、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

○大城浩教育長 今回の件につきましては、やはり採択地区協議会の会長であります石垣市の教育長の規約の改正等に係る追認が多発している状況がございます。同時に、調査員についての任命につきましても役員会に諮らないで任命しているとか、そういった点におきましては不適切な状況があったのかなという認識はしております。

○渡嘉敷喜代子委員 調査員から順位づけされて上げてきたものを、これまで慣例どおりにやっていきたくないという会長の強い思いがあって、そういうことになったかと思うのです。その調査員の皆さんというのは、本当に莫大な資料の中から何の教科書が正しいのか、子供たちにどういった影響を与えるのかということで、すごい研究を重ねてきているわけです。そして、それにもかかわらず、きのうの10月5日の日本経済新聞の中にこんなものが出ているのですよ。もう既に教科書の申し込みはそれぞれの都道府県でもやられているわけですよ。それにもかかわらず、やはり不適切なことがあるということで教科書会社が訂正をしているのです。このことは御存じですか。教科書会社が採用された教科書についての不適切な、子供たちに与える影響はまずいということで、改正、修正をしているような動きがあるのですよ。例えば震災、原子力発電所、教科書の見直しということで、これはきのうの日本経済新聞ですが、中学校の公民教科書ですが、原文が「国内では人々に不安を与える災害や事件、感染症の広がりなど、私たちの生命にかかわる問題もふえています。」中略「さらに、相次ぐ内閣の交代ののち、2009年には連立政権の第1党が自由民主党から民主党へ交代する大きな出来事もありました。」。地震については「平成20年岩手・宮城内陸地震でマグニチュード7.2、2008年6月14日土石流の写真」。これは土石流が発生した温泉旅館が押し倒された最大震度6弱という記載をしているのです。これを訂正したのが、「国内では2009年に連立政権の第1党が自由民主党から民主党へ交代する出来事がありました。2011年3月に東日本大震災が起こり、戦後最大の被害を各地にもたらしました。震災とそれに伴って発生した原子力発電所の事故は多くの人々の生活に深刻な影響を及ぼしています。」というふうに紹介しております。それから「東北地方太平洋沖地震マグニチュード9.0、2011年3月11日津波の写真、地震によって発生した巨大な津波を堤

防を越え、滝のように道路にあふれた後、建物などは押し倒されて、最大震度7であった。」と改正されているわけです。これは子供たちに対する影響とかそういうことを考えて、教科書会社みずから訂正をしていくようなことが今起こっているわけです。これが今、30何カ所かの教科書会社がそういうことを今行われているということなのです。とするならば、沖縄県のこの八重山地区で取り決めされた8月23日の育鵬社の教科書の内容を見たときに、本当に沖縄の子供たちに与えていいのかどうか、手渡していいのかどうかという、本当に戦前回帰みたいなそういう教科書を与えていいのかなということ、これは多くの保護者の皆さんだっすすごい危惧感があると思うのです。ですから教育委員会が9月8日の採択を一東京書籍が有効だとおっしゃったことは、本当に正しいことだと思うのですよ。そして今後、地区教育委員会がどう決めていくのかになるわけですが、そのあたりでもやはりその教科書も読まなかった委員の皆さんが、そして玉津会長自身が、いや読まなくていい、読んだと言えいいと、こんないい加減なやり方で4年間も子供たちにそういう教科書を与えることは、とてもではないけれども私は許せないという気がしてならないのです。そしてもう一つお伺いしたいのは、沖縄県内で地区によって採択した教科書というのはそれぞれ違いがあると思うのですが、その中でやはりこのようにことで地元にとっては、あるいは子供たちに不適切な表現があるよということの精査をすることはできるのですか。これまでにありましたか。

○大城浩教育長 今の御質疑はたしか本会議でも答弁した気がいたしますが、調査員が推薦した教科書を採択しなかった採択地区協議会はございません。

○渡嘉敷喜代子委員 それはわかりますが、これから4年間使う教科書ですよ。4年間使う教科書の中に、よその地域でも採択した教科書というのはあるわけですよ。その中に、やはり表現としてこれは不適切だったというようなことは精査するのはやはり調査員であって、これからもできないということになるわけですか。

○大城浩教育長 基本的には、教科書の採択制度については教科書そのものを出版する場合には民間の一我々は知見を活用して、これまでも教科書の内容につきまして創意工夫といいますか、そういうことで対応してございます。ですから、我々がどうのこうのという立場にはないわけですね。訂正申請そのものは教科書出版会社がやるわけですから、その中に我々が介入することはできません。少なくとも採択する際の、教科書を出版する側の編集一著作権のありま

す教科書会社、そういう方々がやはり修正箇所が必要であればそれなりの申請をしていくと、そういう手続かと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 やはりこの教科書が適切だということで、調査員の皆さんが読み込んでそれを上げていくわけですね。その中で、採択地区協議会の中で、あるいは教育委員会の中で採択をしていくというわけですね。今回、なぜこのような混乱が起きたかということは、やはり教科書を推薦する側の採択地区協議会が答申したことと、それからそれを受けて、教育委員会でそのとおりに一本でやることができればそれはそれでよかったです、それが相反した結果が出てきたということは、こういうことになるであろうということは文部科学省は知っていたのではないかと。これまでそういう結果は出ませんでした、2つの法律があって優先権はどこにもないと。ただ一本化すれば、そのまま教育委員会でそれを採択すれば済んできたことなのですが、今回の八重山教科書問題みたいに一本にならない、答申どおりにいかないということも出るであろうということは、その無償化の特別措置法をつくったときに文部科学省としてはどういう考え方だったのだろうか、そういうことも想定していなかったのだろうかということを私は疑問に思うのですが、教育長の御所見をお願いします。

○大城浩教育長 私どもの持っているさまざまなデータの中からは、たしか平成19年度にある閣議決定がなされております。その内容といいますものは、いわゆる教科書の採択制度につきまして学校単位でやったらどうかと、そういうたぐいの御意見があったみたいです。そういったことは聞いております。ですからその後、文部科学省がそういったものをどこまで研究したのか、我々には十分な把握はできませんが、いずれにいたしましても今回みたいに同一地区内で一本化できなかった場合の法律は、残念ながら今のところはございません。

○渡嘉敷喜代子委員 平成19年にできたときには各学校での選定ということになっていたわけですから、その協議会を一その採択地区ごとの広範囲の協議会をつくることになったのはいつからですか。今みたいな広範囲の採択地区協議会みたいな、地区ごとで決めなくてはいけない、選定しなくてはいけないという制度になったのはいつからですか。

○狩俣智義務教育課長 現在の採択制度ですね。共同採択制度ですが、正確にいつからその制度が行われたかということについては今、資料を持っていませ

るので、後で御報告をしたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員　そもそも義務教育というのは無償ですよ。そういうことから平成19年に学校単位でやっていたということであれば、今回のこういう混乱が起きたときに、やはり学校単位でやってもいいのではないかなという思いがするのですが、そのあたりは可能性としてあるのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長　平成19年度に学校単位でやったらどうかという—やってもいいのではないかとという閣議決定がなされたということでもあります。ただし、その当時の内閣は現在ございませんので、その閣議決定も消滅しているということでもあります。

○赤嶺昇委員長　休憩いたします。

(休憩中に、渡嘉敷委員から執行部に対し閣議決定の効力について確認があり、赤嶺委員長から再開後に再答弁するよう指導がされた。)

○赤嶺昇委員長　再開いたします。
狩俣智義務教育課長。

○狩俣智義務教育課長　失礼いたしました。先ほどの閣議決定の件であります。平成16年3月19日に閣議決定がなされておりますが、先ほど消滅という言葉を使いましたが、その後その内閣が終了しておりますので、その後の動きはないと、これに訂正したいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員　平成16年に閣議決定がされたわけですよ。その後、内閣がどんどんかわって行って、どういうことになったかわからないという状況ですか。閣議決定というのは政府の決定であるわけですから、内閣がかわろうとこれは消えていくものではないと思うのです。そのあたりで文部科学省とのこれからの交渉の中で、そういうこともしっかりと取り入れて交渉していくということをお考えになりませんか。

○大城浩教育長　ただいまの件は文部科学省の立場でしょうから、我々からいちいちコメントする立場にはございません。

○渡嘉敷喜代子委員 次に行きます。新規陳情第137号、85ページですが、これまで仲井眞知事は公約として小学校1年生、2年生については30人以下学級ということで試行してきましたよね。ところが今、国は35人学級をというふうにしてうたわれていますが、では、これまで県がやってきた小学校1年生、2年生についての30人以下学級は35人学級にしていくということになるのでしょうか。これはもうまさしく後退ではないかという気がするのですが。

○狩俣智義務教育課長 現在、小学校1年生、2年生は30人学級で実施をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 現在は30人学級でやっている。では、今後はどうなされますか。国の方針は35人学級ということでやっていますよね。

○狩俣智義務教育課長 この30人学級であります。現在、加配定数を活用しております。今後、国全体の実施状況がどうなるのか、それから財政措置がどうなるのか、そういったことを勘案しながら、今後、検討していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 35人以下学級にしたときの教員の配置数とか、財政とか、どこか本会議で答弁があったかと思いますが、出せますか。

○大城浩教育長 平成23年度に中学校1年生で35人学級編成を実施する場合の教職員増についての御質問にお答えいたします。平成23年5月1日現在の児童数で計算いたしますと、教員定数は40人の増、そして事務職員定数は4人の増、計44人の増になります。

○渡嘉敷喜代子委員 これは国が進めていくのは、将来35人学級へ小学校1年生から中学校3年生までということですよ。今、教育長は中学校1年生だけを出しましたが、これはすべて小学校1年生から中学校3年生までやったときの教員数とかは。

○大城浩教育長 今、私が答えたのは、中学校1年生の35人学級編成の場合の教職員数の増の状況でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 わかりますよ。ですから、中学校3年生までやったとき

の教職員の増というのは、どれぐらいかわかりますか。

○大城浩教育長 小・中学校全学年で標準学級の35人ですね、引き上げた場合にどれぐらいの教職員の増になるかという質問にお答えいたします。まず小学校全学年、2年生から6年生で実施した場合、教員が約282名、事務職員が約15名、合計297名になります。また中学校全学年で実施した場合には、教員は約248名、そして事務職員が12名、合計260名。小・中学校全学年の場合ですが、教員が約530名、事務職員が27名、そして合計557名と試算をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 将来においては、中学校3年生まで35人以下学級にしていくと。その中で、沖縄県ではせっかく仲井眞知事の公約の中で小学校1年生、2年生を30人以下学級にしましたよね。それは堅持していただけますか。それとも、国にならって35人学級になるということですか。

○大城浩教育長 私どもの今の立場といたしますのは、少なくとも小学校1年生では加配定数も活用しながら30人の学級を維持してまいります。今後は、やはり少人数指導とかあるいは少人数学級の効果を検証しながら、市町村教育委員会の動向とかあるいは国の35人学級の動向を踏まえながら、この少人数学級の実現と少人数指導の充実を図っていきたいと、そういったことでございます。小学校3年生につきましては、今後、国とも調整しながら取り組んでいきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 ありがとうございます。4番目のですね、用務員やヘルパーなどの学校に必要な業務を行う、そういう人たちに非正規教職員として3年間雇用しているということですが、その雇用期間の制限を廃してほしいという要望ですが、このことについては答えていますか、4番について。今、用務員を減らしていくというような動きが市町村で見られるのですが、その用務員がいなかったときの負担というのは、教職員とか事務職員にかかってくるかと思うのです。それで本当に用務員がいなくていいのかどうか、本当にこれからもう一今3年間でやっているところもあるのですが、将来においてこれは廃止していくというような考えになっているのですか。

○狩俣智義務教育課長 用務員等については市町村で雇用するということがあります。ただいまの御質疑は、用務員がいなくても学校は成り立つのかということではありますが、私は必要だと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 県教育委員会として必要ということであれば、やはり市町村教育委員会に対してもそのような指導・助言をしていくということはできますよね。どうですか。

○狩俣智義務教育課長 県教育委員会としては、やはり必要であるという認識を持っておりますが、ただ、用務員を学校に置くかどうかということの判断は、各市町村教育委員会がそれぞれの市町村立学校の実情を踏まえて判断することです。そのように考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 義務教育になると幼稚園教員の半数以上が非常勤で賄われているという状況もあわせて、義務教育だから—これは市町村教育委員会の段階のことだからというふうに、ぽっと投げてしまうようなところがあるのですよね。でもやはり教育上は、県教育委員会は義務教育にかかわらずすべて包括して指導していく立場にあると思いますので、そのあたりはしっかりと教育的見地に立ってやっていただきたいと思うのですよ。教育長、どうですか。

○大城浩教育長 今、義務教育課長からもお話がありましたが、我々は少なくとも現業職員等の配置とか予算措置ですね、そういったことにつきましては市町村教育委員会が自主的に判断をしていくと、そういう大きなスタンスがありますので、そういったことから市町村教育委員会の意見をしっかり聞きながら、適切に対応していきたいという思いでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 市町村教育委員会が自主的に判断していくのはやはり財政面の問題での、必要だと思っても削っていくということもあると思うのですよ。ですからそのあたりの財政上のことも含めて、県教育委員会も一緒になって頑張っていただきたいと思います。それからどの陳情だったか今探せないのですが、事務職員が少なくて何とか対応してほしいというような陳情がありました、あれは何番でしたか。事務職員です、この小・中学校の一公立義務教育諸学校の事務職員というのは、国からの定数枠の中に入っていますか。

○狩俣智義務教育課長 市町村立小中学校の事務職員については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で示されております。そのことについては県教育委員会が今、配置をしている部分であります。それから独自に市町村教育委員会で配置している事務職員というものがあります。

この2つがあるわけです。県教育委員会としてはしっかり配置をしていると、県教育委員会の持ち分はしっかりと責任を果たしてしているということであります。

○**渡嘉敷喜代子委員** ちゃんと県教育委員会の定数分は配置されていますか。例えば、学校図書館の司書の場合、定数枠から外して県単独予算で賄っていたという事例もありますよね。義務教育課では22学級以上の学校においては、図書館司書も置かなくてはいけないということはありますよね、義務教育においてもね。それと同じように一これは次にやりたいと思うのですが、それと同じように事務職員も国からの定数枠があって、県からはしっかりとそのことはしているということによろしいですか。大丈夫ですか。

○**狩俣智義務教育課長** 事務職員の数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定めておりますので、県教育委員会としては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて、しっかり配置しているということであります。

○**赤嶺昇委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から執行部に対し先ほどの閣議決定の効力に関する答弁について確認があり、赤嶺委員長から再開後に再答弁するよう指導がされた。)

○**赤嶺昇委員長** 再開いたします。

狩俣智義務教育課長。

○**狩俣智義務教育課長** 閣議決定が行われたと。しかしその閣議決定が具体的に法制化はなされていないと。さらにその後、その内閣が終了したということでもあります。

○**赤嶺昇委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、翁長委員から執行部に対し当該閣議決定の効力が継続または消滅しているのかを確認しているかとの指摘があり、狩俣義務教育課長から確認後に答弁する旨発言がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第119号の中学校教科用図書に関する陳情に関連して行いますが、去る9月30日でしたか、文部科学大臣の発言がありましたね。閣議後の記者会見の中で、今、問題になっている法的な側面に対する見解を大臣が踏み込んで述べた発言がありましたね。これは今、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、これの優先があるのか。一般法、特別法とかそういった整理がつくのかどうかというところが、今まではこの2法に対する優先は出てこなかったわけですね。これについて文部科学大臣から、それを内閣法制局と相談しながら法律解釈について詰めていきたいと。それに対しても、そんなに時間がかからないように詰めていきたい旨を発言されていますね。これについてはその後、何かこの法律解釈に関する動きはありましたでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 その後、特に新たな情報を得ておりません。

○仲村未央委員 そうであれば、今のところ従来の法律解釈だということの前提に立って質疑を行います。先ほど議事録がどうだということがありまして、8月23日の採択地区協議会をめぐる議事録を入手していききたいと教育長は答弁されましたが、これは入手をしてどうするのかというところがわからないので聞かせていただきたいのですが、入手をした際に、例えばその内容いかんによっては採択地区協議会そのものの成立等に—それが有効であるとか無効であるとか、そういったことの判断というものが変わってくる可能性があるということですか、その議事録を入手した上でね。

○大城浩教育長 疑義があった場合にはどういう対応するかという御質問かと思いますが、今の法律—つまり義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、そして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中における、我々は法律は遵守していこうという思いです。つまりコンプライアンス—法令遵守は絶対でしょうから、そういった視点からまず対応していきたいという思いは持っております。同時に、地方自治体—つまり地方自治といいますのは、少なくとも住民の意思を反映することということが大前提ですよ。そういった2

つの視点から対応していければ幸いかと思います。

○仲村未央委員 その議事録が今のところ公開されていないので、その内容についてそうだったらどうだということを知ろうということではないのです。ただ、その内容が今言う法律に明確に、関連する法律に対して何らかの違法、違反が確認された場合に—これは一般的にですよ、確認された場合にその有効性が問われるという事態にもしなったら、無効だとか、協議そのものの成立が疑わしいとか、これはだれが判断するのですか。

○大城浩教育長 2つの現行法によりますと、少なくとも採択地区内で御判断する事案でございます。

○仲村未央委員 つまりその議事録が公開されるにしろされないにしろ、されてもなお、協議が整っていなかったということを知ることができる当事者というのは、その地区の教育委員会になるのですか。

○大城浩教育長 御存じかも知れませんが、採択地区協議会ができることは、役割と申しますのは答申なのですね。答申を受けて、その採択地区協議会を構成する教育委員会が採択権を持っていらっしゃるわけです。今回は答申した内容について審議した結果、残念ながら答申された側の教育委員会で答申された内容について一致しなかったと、そういう状況が出てきているわけです。最終的には、やはり採択地区の教育委員会に採択の権限は今あると、そういったことが法律では定められております。

○仲村未央委員 済みません、私の質疑の趣旨がしっかりと伝わっていないのかもしれない。今、県教育委員会の認識としては、8月23日の採択地区協議会の答申は有効という視点に立っていますよね。答弁をお願いします。

○狩俣智義務教育課長 今回の答申であります、県教育長も本会議の中で答弁をしておりますが、8月23日の答申の有効性については協議会の規約改正、運営手法、地域住民の疑義が生じる中で—不正常な中で答申がなされた。その答申を受けて3教育委員会が採択をした。しかし、3教育委員会の採択は一本化されていなかったと、そういう状況です。あわせて議事録が現在まだないということでもあります。そういう事実を今認識しております。

○仲村未央委員 では私の認識違いですね。今の御答弁ですと、8月23日の答申に向けての採択地区協議会の手続はいろいろな疑義—というよりは追認を、先ほどまさにあったように多発しているような状況も散見されたり、そういったいろいろな地域の不安がある中でということがあってもなお、23日の答申は答申として生きていて、その結果にまともらなかったことが採択地区協議会の結果であるとは私は思っているわけです。けれども今のお話ですと、23日の答申そのものについても県教育委員会は今、それが有効であるとか、無効であるとかという—現時点では判断されていないという状況が続いていると、こういうことですか。

○狩俣智義務教育課長 県教育委員会は、一貫してその答申も含めて協議の有効性、その決定というものは、八重山地区の当事者が判断すべきであると、こういう立場をずっととってきております。

○仲村未央委員 ですので、当事者が判断すべきということに行き着くのであれば、やはり先ほどの議事録を入手して、県の見解がこれはどうも疑義があるぞというふうに指導の見解を示すことはできるかもしれないが、直接的にそれが有効か無効かを判断できる権能というか、その主体というのは、あくまでそれは3地区の教育委員会それぞれだということですか。

○狩俣智義務教育課長 そういうことだと理解しております。

○仲村未央委員 そうであれば事態は非常にますます深刻で、採択地区協議会の議事録は最終的に結論が出るまで公開しないということが、どうも先ほどの県教育委員会に対する市町教育委員会の主張のようでありますので、この中でわからない内容でもってこれは外からも判断を迫ることができないという状況はなお続いているのだと思います。それでそれぞれの団体とか会議の中でいろいろな見解が示される中で、この間、影響を非常に大きく与えてきているのが、国会議員の発言というものがもうおのおのに散見されているのです。それに対して呼応するように文部科学大臣が発言を変えたりするという状況が新聞等でもどんどん出てきているわけです。ここでお尋ねしたいのが、これは自民党の文部科学部会—9月30日に開かれているのです。これは公開の議論ですので、主な点はマスコミ等でももう既に報道されている内容ではあるのですが、こういう発言が出ているのです。「竹富町がルールを無視してごね得ということになってはいけない。」とかですね、「竹富町が嫌だと言いつけたら通るのか」

とか、「強制力はないのか」とか、指導にですね。つまり何が言いたいかというと、この人たち一国会議員等々の発言を聞くと、答申に従ってまとまっていない状況を指して、2つの教育委員会が答申どおり、1つの教育委員会が答申に従っていない結果を出したということをもって、それを竹富町のごね得だというふうに指摘をしているわけです。こういった認識というのは成り立たないと私は思っているのですが、その点についていかがですか。

○狩俣智義務教育課長 こちらも成り立たないと考えております。

○仲村未央委員 そうなのですよ。先ほど法律の解釈でどちらが優先ということがない以上、教育委員会の決定権というのはどこからも否定されることはないわけで、指導に拘束力はないということはこの間も明らかになっているわけで、だから1つの教育委員会を名指しして、それがごね得だとすることというのは非常に認識がずれているというか、そもそも見当違いだと思うのです。それからこの中でまた出てくるのですが、指導に強制力を持たせない限りこの問題は解決しないのではないかとということがいろいろ出てきております。ここで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の是正の要求第49条というものが何度か繰り返されておりますが、これを読み上げてください。第49条、指導の是正。

○狩俣智義務教育課長 第49条、是正の要求の方式。「文部科学大臣は都道府県委員会または市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第245条の5第1項若しくは第4項の規定による求め又は同条第2項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。」

○仲村未央委員 それで、ここでいう文部科学大臣が踏み込んで県教育委員会や市町村教育委員会に指導をする際に、法令の規定に違反するものがある場合、そして子供たちの教育を受ける権利を妨げているという状況がある場合には、それを是正しなさいということなのですね。その権限をもって、この国会議員の発言は、だから竹富町を指導しなさいという流れにはなっているのです。竹富町に関しては先ほど聞きましたので、あれは見当違いだと思うのですが。それで今回、この法令に違反するものがある場合に今回の事態が該当しているの

かどうかということが問われると思うのですが、この採択地区内で同一の教科書が採択されていない事態というのは何らかの法的な違法と見られるのか、そのことをもってこの第49条を当てて、文部科学大臣が踏み込んで県教育委員会や市町村教育委員会に是正をするというような事態に立てるのかどうか、そこはいかがですか。

○狩俣智義務教育課長 その違法状態があるということは事実であると。ただし、この違法の考え方ではありますが、1つの市町村が違法しているのかというところではないと。地区全体で違法状態が起こっているということでもありますので、地区全体の合意を形成するために何らかの指導・助言・援助を行っていくと、そういう立場であります。

○仲村未央委員 それ以上の踏み込んだ、文部科学省が直接的に是正を要求するというような事態に至るような、そういう状況はあるのでしょうか。今の同一の教科書が採択されていないという事態をもって文部科学省が一今、県教育委員会を通じての指導ですよね。文部科学省が直接指導をするというような、そういうことになりかねないのですか。

○狩俣智義務教育課長 現時点では、そういう状況はないだろうと考えております。

○仲村未央委員 それからもう一つ重大なところで、この無償措置が通らないのではないかという発言も出てきているのですよ、今の状態で無償措置がそのままこれを措置されるということは、今、手続きが完結していないのでどうなのかということですが、その教科書の無償措置に関して、今の最新の見解というのはどうなっているのかお尋ねいたします。

○狩俣智義務教育課長 無償措置法というのは国の大事な教科書給付の方式でありますので、そのことが実現されるように、こちらとしては努力していきたいと、そういう考えです。

○仲村未央委員 そこは変わらないようなので、もう一つお尋ねしたいのは、冒頭にこの採択地区協議会の成立そのものがどうだということは難しいところではあると思うのですが、幾つかこの指摘がある中で、何でこのようなことが起こってきたのかということが見えないのですが、これは新しい歴史教科書を

つくる会の教科書での改善の取り組みということで、いろいろなところをつくる会系が採択をされた、その中でどういった手法が使われたかということを中心にまとめてあるので、この中で見てみますと、絞り込みや序列化の禁止ということをこのつくる会は非常に奨励をしている。調査員が採択する教科書をしぼり込んだり序列化して報告すると一順位づけでしょうね、教育委員会はその結果を追認することになりがちです。だから絞り込みや序列化というのは禁止したほうがいいのだということが、このように指南みたいに書かれているわけですね、ガイダンスみたいに。これについてはどうなのですか。そういう絞り込んだ序列化して報告すると、何か教育委員会の自由な決定を拘束するというような認識は出てくるのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 絞り込みという言葉の正確な定義が今把握できないのですが、順位をつけると一1位、2位、3位、4位、5位、6位と。そのことは何ら問題ないと考えております。

○仲村未央委員 もともと調査員に対して諮問をするわけですから、当然その判断を尊重するということが手続上の流れとしてはありますので、何もこれをわざわざ絞り込みや序列化の禁止というところで教育委員会の決定が不自由になるというようなところに立つというのはおかしな話だなど思うのですが。それからもう一つ、今回の石垣市等々での教育委員会の方式でとられた無記名投票なのですが、これについて、つくる会系の指南はどうなっているかということ、「無記名投票方式にすると教育委員が比較的自由にみずからの意思を表明することができます。教科ごとに出版社の名前を印刷しておき、丸印をつけるやり方が一般的です。横浜市教育委員会は、昨年、自由社の歴史教科書を採択した際は無記名投票方式を採用しました。反対陣営はこれを密室の採択などと批判していますが、我がほうとしては推奨していきたいと思っております」ということなのですが、この無記名投票による採択というのは好ましいのでしょうか。県教育委員会としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○狩俣智義務教育課長 無記名投票ですが、使い方によっては採択地区協議会がブラックボックス化すると、そういう危険性があるというふうに考えております。そういう意味で可能な限り記名投票が望ましいと、そういう考えです。

○仲村未央委員 それから、採択地区に関して今回、3市町で構成する採択地区になっているので、これを限りなく市町村単位で別々にしたほうがいいので

はないかということも、ここに出てきておりますが、今回、八重山地区の採択地区に関しては、その3市町それぞれが採択地区として単独で存在することは法的には可能なのか、難しいのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 法的には可能だと考えます。

○仲村未央委員 これは市だけではなく、町・村単独でも可能なのですか。

○狩俣智義務教育課長 町単独ではできません。町村単独ではできないということです。

○仲村未央委員 そうなると、可能性があるとしたら石垣市単独、そして残りの与那国町、竹富町の2町でその採択地区を構成するということが可能だという意味ですか。

○狩俣智義務教育課長 はい、そうです。

○仲村未央委員 この見直しについては、今、教育委員会等々から何か要請があるのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 現在ありません。

○仲村未央委員 最後に9月8日の全員協議の有効性について、県教育委員会が今どういう認識なのかということのを改めて確認したいのですが、きょう手元に皆さんから出された資料が出ております。ここで9月8日の3教育委員会の協議ということで、2ページ目から順を追って時系列に流れが出ていますが、県教育委員会はこの間、本会議等の答弁でも、8日の会議の有効性ということについては非常に何度も答弁をされていますが、この流れでどの事実の認定というか、確認をもって8日の協議が有効だととらえたのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 3教育委員会の採択が一本化されなかったということを受けて、採択地区協議会で再協議がなされたわけですね。そのことによって解決しなかったということです。そうしますと、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律というものが予定する次の手続というものは、県教育委員会の指導・助言を受けて協議を行うと—3教育委員会が協議を行うと、

そのようにまず解されるということです。そういう県教育委員会の指導・助言を受けて全員協議というものがなされたというものがまず1つ。それから、その協議自体が教科書採択の一本化、そのことを目的に開催されたということです。3教育委員会の13名が協議の席に着席をして採決に応じたと、そのことは開催に合意したと解されるという理解です。さらに委員13名のうち常に11名が採択に参加をしております、採決の方法に合意がなかったとは言えないと。したがって、採決が無効ということにはならないだろうと、このように考えております。

○仲村未央委員 済みません、確認します。13名がそろった時点は教育委員協会とあって、任意のそれぞれの関係委員による構成で集まったと思いますが、その後、この3教育委員会が臨時教育委員会を開会しますということで教育委員長が宣言をしたということが、皆さんがとらえる有効性の根拠になっているのか、それともその後、3教育委員会が分かれて採択の手法等についていろいろと協議をして帰ってきて、そして、そこで全委員で協議することを多数決で決定しているわけですね。採択を多数決で行おうということで、多数決でもって決定しているわけでしょう。その時点を指して有効だと言っているのか、どの時点で8日の事実認定をしているのですか、その有効性の認定を。

○狩俣智義務教育課長 総合的に判断をしているということです。私たちは認定をしているわけではなくて、そういう認識を持っているということです。

○仲村未央委員 わかりました。では最初の答弁のとおり同一の教科書を協議して決めなさいということが義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の定めですね。協議して採択しなければならないのですね。採択しなければならないということに基本的には前提があって、これについてかかわる教育委員はちゃんとその協議に向き合いなさいということなのですよ。そして、ここで問題になってきているそれぞれの教育長の態度ですね。ここで、例えば与那国町の教育長は全会一致が前提でなければ、これは自分は臨まないのだと。あるいは石垣市の教育長自体は、ここは自分は新たな協議の場としては認めたくない、認めないという発言があって、その後の無効の文書の提出につながっているわけですが、新たな協議の場として当然、法に従って協議をするということと、今言うような結果がこうでなければその協議に自分は加わらないのだということが、その法の趣旨に照らして通るのか通らないのかというのは非常に大きなところだと思うのですよ。私は、例えば議会でもそうなのですが、き

よりの委員会は結論が全会一致にならないと私はこの議会には参加しないとか、この議案は結論がこういう結論でないとはこれを議会と認めないとかというのは、私は言えないと思っているのです。だから、この教育長自身の意思表示というのは、法に照らせば何の意味もない意思表示だと思うのです。それについてはどのように皆さんはとらえていらっしゃるのですか。

○大城浩教育長 今お手元に配っている資料にも書かれていますね、この協議の合意の中身ですね。確かに3市町教育委員長がさまざまな形で御意見を述べています。その中で、議長である石垣市の委員長がこういったことで3市町の教育委員会の意見を集約して、そして議長が全教育委員に諮った結果、全員で協議をすることが決定したわけです。これが大前提です。

○仲村未央委員 その総合的な判断の中での皆さんの立っている認識というのは、別に私はそごがあるわけではなく、ただ、そこら辺でこの無効を表明する両教育長の文書が、その後の事態に非常に大きく影響を与えるということが、それ自体が異常ではないかと感じるものですから。それで、先ほどの中川文部科学大臣の発言で、記者会見—これが今のところ最後の記者会見になっているのですかね、県教育委員会からまだ正式には聞いていないと。そして、それは8日の有効性について、あるいは23日についてもまだ正式にはこうなりましたという報告がないというような認識を言っているわけですが、それは報告をしたのですか。

○狩俣智義務教育課長 9月8日のいわゆる全員協議については、文部科学省より来所の上報告をしてほしいという依頼を受けて、9月12日に私と他に職員1人が上京して説明をしております。その後、16日に教育長が記者会見を行いました。その日に文部科学省より記者会見の内容について御報告いただけますかという依頼がありまして、その日もその資料を送付して、現時点での現状認識という形で報告をしたということでもあります。

○仲村未央委員 それについて大臣がまだ正式なお話はいただいておりますというのは、どういう意味ですかね。正式だと思っていないのでしょうか。それはわからないですか、その発言の意図というか、趣旨というか。

○狩俣智義務教育課長 どういう過程でそういう御認識になっているかということについて、私たちはなかなかコメントできないわけですが、現在、現状認

識について改めてまとめて近々報告をすると、そういう予定であります。

○仲村未央委員 近々というのは、大体いつごろになりますか。

○大城浩教育長 これはもう早急に対応いたします。今、起案をさせてもらっていますので、きょうにでも文部科学省には私の名前で大臣あてに報告をする予定でございます。

○仲村未央委員 その報告には、先ほど来、教育長が答弁されている23日の事実経過、これは私の認識違いで23日の答申については、特に県教育委員会としては今は有効だとか無効だとかという見解は持っていらっしやらなかったもので、そういった経過とか、あるいは9月8日については、先ほどの法の趣旨に沿った協議の場として成立していたという、そういった有効性の認識を正式に文部科学大臣に報告するというところで受けとめてよろしいですか。

○大城浩教育長 はい、まさにそのとおりでございます。これまでの経過を含めながら、我々の立場を、認識を伝えていこうと思っています。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午後0時20分 休憩

(休憩中に、佐喜真委員から執行部に対して9月13日に県教育委員会が文部科学省に提出した文書の提供依頼がされた。)

午後1時32分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 午前中の質疑の中で義務教育課長から、これは8月23日の八重山採択地区協議会の多数決について無記名投票を行われたらブラックボックスになると、そういう趣旨の発言がありましたが、これは県教育委員会の認識としていささかこういう発言が正しいのかどうなのか。民主主義の採決の仕方には、記名投票もあれば無記名投票もあるし、それは当然認められている選択

の方法の一つであって、そこを県教育委員会の認識としてこの無記名投票をやることによってブラックボックス化するという、極めて不穏当な発言があることに対して、揚げ足を取るわけではないのですが、まずはこの見解を伺います。

○狩俣智義務教育課長 ブラックボックス化するという表現があったわけですが、こちらの真意は、検証がしづらいという趣旨で説明いたしましたので、このブラックボックスという言葉は訂正したいと思います。

○翁長政俊委員 検証がしづらいというのは、何をどのように検証するのですか。だれがどの教科書を選んだかを検証するために、沖縄県教育委員会がどういう理解を持ってそこを見たいと思っているのですか。

○狩俣智義務教育課長 市民に開かれた教科書採択という趣旨からして、これは市民もそうでありますが、地域住民がだれがどのようにして、どういう理由で採択されたのか、そういうようなことは説明責任といったような趣旨からは必要ではないかと、そういう趣旨の意味であります。

○翁長政俊委員 この発言は指導・助言を越えていませんか、今のあなたの発言は。それぞれの教育委員会の合議体の中で行われた行為に、市民がそういった決定をより理解するために、県教育委員会としてはそれは記名にしてオープンにすべきだということをお前は言っているのだよ。それは私が聞く範囲においては、この県教育委員会の指導・助言を著しく逸脱した発言だと私はとらえているのですが、教育長、どう思いますか。

○大城浩教育長 少なくとも文部科学省のこれまでの通知文の中では、教科書採択に係る協議会の中で開かれた採択のあり方みたいな部分のものがありますので、そういった趣旨から義務教育課長も開かれた採択についての件でこれまで言及してきたと考えております。

○翁長政俊委員 教育長もこの無記名がよくないと容認しているのですか。これも政治的な大きな発言ですよ。

○大城浩教育長 無記名にするか、記名にするか、これは採択地区の問題でございまして、どの方法が開かれた採択になるのか、これも当該地区が判断する事柄でございまして。

○翁長政俊委員 これはこれで閉めます。これはある意味では、より踏み込んでこの選定における選定過程の手續論を一下手をすると県教育委員会が介入したと思われても不思議ではないような発言だったから、こういう強い指摘をしているのですよ。それと、手續の中でこの採択地区協議会の決定が行われて、そして採択地区協議会から答申が出たのですよ。答申が出て、答申を3教育委員会が受けて、それぞれ判断をして協議がまとまらなかったと。先ほど、午前中にも質疑が出たのですが、この答申の有効性、県教育委員会はこれは判断していないのですよ。この地域の教育委員会が法律にのっとった協議機関の中で行われた。採決をされて答申が出てきたわけですよ。この答申に対して、県教育委員会はこの答申は法にのっとったきちんとした答申であると認めますか、認めませんか。

○大城浩教育長 採択地区協議会における答申については、我々は有効であるということはこれまでも一たしか、本会議でも答弁はしてきたという認識でございます。

○翁長政俊委員 この協議会が出してきた答申については、有効であると一私は余り情報がなくてわからなかったのですが、初めて聞いたような気がしまして。これは間違いなく有効であるという認識を持っておられるということを確認してよろしいですね。

○大城浩教育長 はい、手續上は有効であると。ただ、有効であるか、そうでないかについての最終的な判断は、採択地区で御判断をするということでございます。

○翁長政俊委員 それで、私はなぜこの答申の部分が大事かということ、皆さん方はその後行われた3教育委員会による臨時の協議会の中で、ここでも地域の協議会がやったものについて有効性を認めると一何か変な答弁をしていましたが、認めるとは言わずに認識しているという答弁をしたのかな、認めているというのではなくて。これは実際はどうなのですか。この3教育委員会がやった協議会は、これは有効であるという認識をしているというふうに私は理解をしているのですが、これはどうなのですか。

○大城浩教育長 我々県教育委員会ができることはあくまでも認識なのです。

つまり、採択地区協議会で答申したことが有効であるという認識なのです。決定云々は我々はできません。

○翁長政俊委員 この皆さんが法手続上のプロセスを経てやったものについては私は、行政事務上これは是か非かということは判断できると思うのですよ。9月8日の臨時協議会においては、最初は任意の一いわゆる全体協議会という形で任意の団体を集めて、それを採択協議会に衣がえするわけですよ。衣がえをするわけです。そこの指導的助言、指導をしたのが県教育委員会なのですね。これはまさに今お座りになっている狩俣義務教育課長が出て、それをやられたと。私は、新聞報道等を見ると、そのように理解していますが、それはそれでよろしいですか。

○狩俣智義務教育課長 9月8日に協議会が持たれるという情報を事前にこちらは得ておりました。さらに9月8日の協議会の中で、教科書採択についての問題を話し合いたいという情報も得ておりました。さらに、八重山教育事務所長を通して、その中で有効な議論をする方法はあるのかという問い合わせがあるというようなことがございまして、資料にも今出ているかと思いますが、資料の中の最初の2ページにある資料ですね、ただいま配付した資料であります。この2ページの内容を3教育委員会に送付をいたしました。こういう手順でやればそこでの協議というふうに見なすことができますよという、そういう情報提供を行ったわけです。これについては、事前にまた文部科学省と協議といたしますか、意見交換をしまして、A案、B案、いずれかの方法が考えられるということで、このA案、B案を書いて出したわけでありまして。その9月8日に行って、こちらがその中身をこのようにしなさいと指導したということではないと私は認識しております。

○翁長政俊委員 9月8日の全体協議会の一県がどういう意図を持ってこういう協議会を衣がえさせて、法律的には同一採択の原理ですか、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律にのっとって、それを導くためにそういう指導・助言をなさったろうと思います。ではそれを受けて、県教育委員会はこれまでの報道を見ると、県議会での答弁でもそうですが、3教育委員会の臨時会で行われたものが有効だという認識を示しているわけですよ。県教育長がおいでになっていますが、これは県教育委員会の中ではどういう議論になっていきますか。県教育委員会というのは皆さんの上の上部団体としてあって、その中でこういった県の教育にかかわる問題について時々刻々と議論をしてい

くわけですよ。その中でこれは合議体でこの議論が行われておりまして、この合議体の中で8日の決定を有効であるという認識を皆さん県教育委員全員で確認されて、県教育長は有効だという答弁をなさっておいでになるのですか。

○大城浩教育長 午前中にお手元にお配りしました資料の2ページ目に、8月31日に県教育委員会の臨時会を持っております。そして9月16日には一済みません、あとは9月21日でしょうか、定例会を持っておりまして、この場でも県教育委員会の委員としては、我々の報告を受けながら有効であるというたぐいの御同意は得られております。

○翁長政俊委員 同意をとる手続はなさいましたか。これは県教育長の判断ですか。私は県教育委員会全体が、県教育長がこれを外に向けて、県教育委員会の判断であるという形で外に出すためのきちんとした合意を得られて出していると今答弁されていますが、それは合議をするための手続は踏まれましたか。

○大城浩教育長 その県教育委員会の場でも、あるいは勉強会の場でも、我々のこれまでとってきたさまざまな対応について御説明を申し上げまして、特に我々が県教育委員会の総意としての御判断だったような気がいたします。

○翁長政俊委員 教育長、気がいたしますではだめなのですよ。これはこういった大きな問題になると、何のために教育委員会があるかということになると、そこはまさにこういった問題を議論し、県の教育をどうするかという問題ですから、合議体としてこの会合があるのであれば、最低限、異議のある意見が出た場合、そういうことでよろしいですかという手続を踏んで皆さんの賛意を得て、県教育委員会の意思としてこれは有効であるという認識のものが出ていかないと、であるかもしれないという判断であれば、これは教育長単独の認識だということになりますよ。

○大城浩教育長 少なくとも、我々のこの状況確認と当面の対応につきましては、県教育委員会の場でいろいろな角度から説明をいたしまして、県教育委員会として了解は得られているものと認識をしております。

○翁長政俊委員 私が知り得る範囲の情報では、いわゆる県教育委員会の指導が軽々に地域の教育委員会の判断、協議会の判断に入るべきではないというような意見が出て、それは慎むべきだという等々の議論が県教育委員会の中でも

出たという認識を私は持っているのですよ。その中で、ではそういう意見があれば、それを1つに統一するきちんとした合議がなされたかということになると、ここはどうも拙速過ぎたのではないかなと私自身はそう思っています。まあそれはそれで置いておきましょう。これ以上のことは申し上げませんが、いずれにしろそういう手続を経た中で、私は県の教育行政が推進されていくべきだという認識を持っておりますから、そこは注意喚起をしておきたいと思っております。

それともう一つ、午前中に共産党の委員から議事録—8月23日の採択地区協議会における正式な議事録が手元にあるという発言がありました。これは県教育委員会がこれ入手するために、採択地区協議会の事務局に議事録を提出するようにということを先ほどの答弁の中でやっていますが、なかなかこれが手に入っておりませんということでした。これはその後確認されてみましたか。どういう確認の手続をとっておられますか。

○狩俣智義務教育課長 議事録という認識をまずこちらは持っておりません、その文書がですね。その文書についても、こちらも入手をしてございません。議事録については、石垣市議会等で公開についての議論がなされたということは承知しております。議事録の公開を求めていきたいという教育長の答弁がきょうの午前中にありましたが、まさに今後、求めていくということであります。

○翁長政俊委員 いや、なぜあなたが正式な議事録ではないという判断をするの。あなた今一義務教育課長の判断は先ほど午前中にやった質疑の、これは正式の議事録ではないと思っていますと。あなたは見て確認したのか。その判断がおかしいのですよ。そうではなくて私が聞いているのは、事務局では当然議事録はとられているはずですから、議事録は先ほども説明があったように一区切りなのか、要するにこの協議がすべて整った時点でオープンにします、公開しますと言っているから、多分その手続で公開されるだろうと私は見ているわけです。ただ、先ほど共産党の委員がもとにして質疑をした議事録が、これは本物かどうか私自身もわかりませんよ、見てもいないから。本人がそうだと言うから。ただ、これが外に出ているかどうかは、県教育委員会として石垣市教育委員会かこの採択地区協議会事務局にきちんと問い合わせして、正式なものが出たかどうかを確認する必要があるませんか、やりましたかと私は聞いているのですよ。

○狩俣智義務教育課長 先ほど確認をいたしました。現在、出ていないという

ことです。

○翁長政俊委員 ということは、これはアンダーテーブルで出たという話ですね。私はそう認識しますけれども。教育長、今こういう重要な課題の中で石垣市の採択地区協議会事務局の中から正式に出していないものがアンダーテーブルで出てきて、これをもとにして質疑をしているという話になると、これは私はゆゆしき問題だと思いますがどうですか、教育長。

○大城浩教育長 少なくとも我々は文書主義といいますか、教育行政を行う際にはビューロクラシーと言いまして、必ず文書に対して、例えば通知があったら回答していく、そういったたぐいのことをとるのが行政としての役割でしょうから、そういった視点で文書のやりとりはしていきたいと思っております。

○翁長政俊委員 次に移りますが、文部科学省がこの問題についての判断を二転三転しながらも、最終的な文部科学大臣の発言では、8月23日の採択地区協議が法的に有効性を持ち、9月8日の全員協議については有効性が認められないという判断を文部科学省はなさっておいでになりますが、それは教育長は確認できますか。

○狩俣智義務教育課長 8月23日の答申というものがあると。そして、9月8日の決議があるということでありまして。文部科学省は8月23日の答申について有効と、我々も有効という認識であります。9月8日については、文部科学省は整っていないという認識であります。県教育委員会としては有効という認識を持っているという、そういうことでもあります。

○翁長政俊委員 この間一要するに、ここに至るまでの間、文部科学省と県の教育委員会の認識が若干ずれた場合もありましたし、これは問題は文部科学省側にあったのですよね、向こうが二転三転しましたから。しかし、県教育委員会が地方教育委員会に一自治体教育委員会にですよ、指導・助言をするように上部機関の文部科学省から県教育委員会にくるわけですよ。それを受けて、県教育委員会の判断ですが、今地元でもめている8月23日の議決が正しくて、その方向で教科書の決定をし、さらには無償化をした一何というのか、いわゆるそれに決定づけてやろうという動きと、そうでないというもう一方の一端的に言えば竹富町の判断があって、それを整合性をどう図っていくかということで今非常に苦勞をされておりますが、現実的にこれが今のままで推移をすると、こ

の子供たちの教科書の無償化の問題も含めて、各教育委員会で一3教育委員会の中でばらばらの教科書をあの地区内で採択をして、4月1日に整えるという形になっていくのですか。一般論としてお答えください。

○大城浩教育長 このあたりは、まず2つの法律が現に存在することはもうおわかりかと思えます。したがって、そういう中で今採択地区内において一本化できていないということが大きな混乱の原因でしょうから、その状態をどう解決していくのか、これがこれからの大きな課題なのです。したがって我々もそういった状態は望ましくありませんので、今、文部科学省とも、鋭意努力をしながら合意形成に向けて取り組んでいるという状況でございます。

○翁長政俊委員 これは最終リミットの一通常であれば、一般論でいうと他府県も含めてのタイムリミットというのはもう超えましたよね、決定のタイムリミットは。これを子供たちに遺漏なくこの教科書が渡せるような形をつくるためには、最低限のタイムリミットというのはいつだと考えているのですか。

○大城浩教育長 本会議でも答弁しましたが、少なくとも今の中学校2年生から小学校5年生まで、4カ年間の中で使用するわけですから、つまり来年の4月以降から新しく使用するわけですから、3月いっぱいには当然決めておくべき部分かと思えますが、その前に需要数の報告とかさまざまな手続がありますので、早ければ早いほどいいのかなという気がいたします。

○翁長政俊委員 いや、私は今、県教育委員会がやっていることは2つ想定しないといけないわけですよ。この一本化するための努力を引き続きやるという努力の1つと、もう一つは、これがうまくいかなかったときに、子供たちの手元に教科書が届かなくなるという話になると、これこそ一大事ですから。ここの部分をきちんと担保してできるような方法というのを、2つ同時並行で進めないといけないだろうと思っているのですよ。だからそのための最低限のタイムリミットというものがあるはずなのですよ。そこの分岐点はどこなのかを私たちも知っておかないと、この問題がずるずるいつてにっちもさっちも行かないという話になると、もっと話にならないですから。だからここの部分のタイムリミットというものは、県教育委員会では把握されておられませんか。

○狩俣智義務教育課長 まず前段で少し説明をいたしたいのですが、9月8日以降、この8月23日の答申と9月8日の全員協議、いずれの決定が有効かとい

う議論がなされているわけですね。さらに、3教育委員会はいずれの決定に従うべきかというような議論がなされているわけです。ただし、この議論が非常に問題があるという認識を今持っています。どういうことかと言いますと、9月8日の協議が無効となって、そして8月23日の答申が有効となった場合、この答申というものは拘束力を持つということにはならないわけですね。ところが、今の議論があたかも8月23日の答申が有効、9月8日の協議が無効とされると、即、8月23日の結論に導くべきだというような議論に行きそうな一そういう議論が今あるものですから、そこの部分をまず今文部科学省と詰めていると、そこの部分の認識が文部科学省と今異なっている可能性があるということ、そこをまず詰めることが先だろうというふうに考えております。

実際、このように考えております。9月8日の全員協議が有効となった場合には、当然、そこの教科書が一本化されたという認識、そして無効の場合は9月7日以前に戻るということですね。それから答申が有効であるとするならば、それ以前の協議会の答申作成のプロセスに瑕疵がないということが確認されると。逆に、それが無効になった場合には8月22日に戻ると。こういう論理の整理を今して、文部科学省とももう少しその部分をしっかり詰めた上で、これから先の方向性というものを明確にしていきたいと考えております。

その上で今後、ではタイムリミットはいつかということで、これまでも文部科学省と何回か、電話ではあります、やりとりをしておりますが、数の問題という認識のようです。500冊から600冊ぐらいですので、これもあくまでも電話での話ですが、五、六百冊ぐらいであればかき集めて何とかできないこともないという、そういう話は伺いました。ただし、これは正式なものではなくて、やりとりの中でそういう認識を持っているということでもあります。

○翁長政俊委員 義務教育課長がしゃべるとまた混乱してしまって、この大変な問題であるという認識はだれが持っているの。県教育委員会が持っているのですか。8月23日の判断と9月8日の判断にいろいろ差異があり、もめていることも事実ですよ。ただ、国の文部科学省からは決定というか方針が出ているわけですよ。文部科学省の方針は出ているのです。県教育委員会が揺れているのですよ。今の話ではそういうことになるのです。県教育委員会が文部科学省の言っていることを理解して、3教育委員会に指導に入るのか。今、県教育委員会が持っている両方とも有効だという一両方とも有効だというから、要するに答申も有効で、8日の全体協議会も有効だという判断を持っていますから、ある意味で県教育委員会が判断を持っていないということなのだよ。両方有効だというなら、一本化しないといけないのにどうやって、両方正しいと理解し

ているという話になると、どれに一本化するのですか。

○狩俣智義務教育課長 まずは答申というものがあって、その答申を受けて採択をするということになっております。その結果、一本化できなかったということで協議がなされたということでありまして、現時点で、この協議に対する有効性、無効性ということが議論されておりました、文部科学省は無効であるという認識です。そこまでは認識であります、その後、その認識が一無効という認識があるならば、直ちに答申どおりの採択をすべきかということになると、これは必ずしもそうではないのではないかと、こちらが認識でありまして、その部分を文部科学省としっかり詰めないと、これから進めないと。違法といいますか、法的なそういう解釈をしっかりと指導・助言をしないとイケませんので、その部分の詰めというものを急がないといけないと考えているわけです。

○翁長政俊委員 答申が出て、答申は有効だと考えていると、先ほどの答弁ではですよ。しかしながら、3教育委員会にこれをおろしていくと、3教育委員会の中で議論が出たから、そこが今問題になっているから、そこはごり押しすると—これはあなたの答弁を聞いた私の考えですが、ここをごり押しすると問題が起きるから、ここについては文部科学省と再度協議をして、どうするか判断は若干先延ばしをしたいと理解してよろしいですか、今の答弁は。

○狩俣智義務教育課長 そうではなくて、一本化ができていないという事実があるわけです。その結果、3教育委員会による協議がなされたわけですが、3教育委員会の協議が有効であるか無効であるかをめぐって、まだ一定の議論があるということでありまして。

○翁長政俊委員 この3教育委員会が一本化できなかったのが有効か無効か疑問があるから、これを整えるという話をしているわけですね。文部科学省は何と言っているのですか。文部科学省は3教育委員会の答申を可とみなし、3教育委員会に対して答申どおりにやりなさいということを行っているのではないのですか。

○狩俣智義務教育課長 文部科学省が文書についての解釈も幾つかあると思いますが、県教育委員会の立場は地方教育行政の組織及び運営に関する法律も立てると—採択権ですね、個々の教育委員会の採択権をまず立てないといけない

ということが1つ。それからもう一点が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律ですね、それも立てるということになっているわけですね。その2つの法律を今立てるために、どうしてもそれぞれの法律を立てるということで進めているわけでありませう。

○翁長政俊委員 この地方教育行政の組織及び運営に関する法律と義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の、あなた方が立てると言っているのが立たないからもめているのだよ。立たないからもめているのであって、そこには一いづれにしろ地元任せなら完全に任せると。これにはもう異論も挟まない。県教育委員会が指導するなら指導をする。ここまでこの問題がこじれてタイムリミットが迫っているということになれば、これは文部科学省だって当然介入してきますよ。文部科学省だって介入してくるし、下手すると県教育委員会がこの問題に両方立てようということ態度を決めかねてふらふらしていると、なおさら県教育委員会を通さないで、直接3教育委員会に行くかも知れませうよ。そういうことがあってはならないことだから、ある意味では指導方針というものをしっかり立てて、4月1日に子供たちがきちんと教科書を受け取れるように、タイムリミットがあるのであれば一だから先ほどから言っているようにタイムリミットはここなのです。どのタイムリミットまでに県教育委員会の方針というものをきちんと整えて、さらに一まあ、もう一歩踏み込むということになると強力な一強力なというのは正しいかわからないが、一歩踏み込んだ指導というものがなくなるのではないですか。それをできないというのであれば、もう3教育委員会に任せるといいですよ。どうですか、教育長。

○大城浩教育長 私は本会議でも今の御質疑に対しては答弁をしてきたつもりです。つまり、一義的には採択地区で協議として結論を得ると。我々がその合意形成を図るためには、やはり指導・助言・援助をしていきますよと、そういうたぐいの発言をしているつもりです。

○翁長政俊委員 先ほどから、この2つの方向性を持って頑張ってくださいよという話をしているのですが、最悪なことを考えて、もう協議は整わなかったということになって、子供たちが、さらには市町村教育委員会が有償で教科書を購入せざるを得ないという形だけは避けてもらわないと。そのためのきちんとした認識は持っておられて、その方向で今後とも努力をして行かれるということによろしいですか。

○大城浩教育長 はい、まさにそのようなつもりで、我々も採択地区の合意形成に向けての対応等については御支援をしていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 陳情第119号、平成24年度中学校教科用図書に関する陳情について質疑をしたいと思っております。今回、2つの法律の矛盾ということで、なかなかこの問題が非常に迷走していると思っております。それと、この採決に至るまでの手続の瑕疵ということで、一本化になるという形が非常に難しいということなのですが、この一本化の見通しというのは今どうなのですか。

○大城浩教育長 正直に言いますと、厳しいです。

○上原章委員 この採択地区が一本化しないと。そしてもう一つ、3つの各教育委員会の中も、この意見が一本化していないということもあるのですか。その3教育委員会は、各教育委員会の教科書はこれだということで1つにはなっているのですか。3教育委員会はそれに対しての方向性というのはどうなっていますか、今の段階で。

○大城浩教育長 午前中にお配りしました資料の3ページに、与那国町教育委員会、石垣市教育委員会、竹富町教育委員会の状況が個別に書かれた一項目の4番がございますが、そこがそういう状況でございます。まず与那国町が、いわゆる合意を前提として全教育委員で協議をする。そして石垣市が採択結果を曲げないと、協議の形態についてはまとまらないと。竹富町が、13名の教育委員全員で協議をすると。この部分については、与那国町と石垣市がいわゆる育鵬社でしょうか、そして竹富町が東京書籍をとということでの対応をこの場で言っていると思っております。

○上原章委員 与那国町は東京書籍ですか。

○大城浩教育長 与那国町は育鵬社でございます。

○上原章委員 今の段階で、与那国町と石垣市が育鵬社、竹富町が東京書籍と。

この3つの教育委員会が本当に今後一本化に持っていけるのか、いけなかった場合は、次はどのような方向でこの問題が解決に向かうのか、県教育長としてその辺の案は持っていますか。

○狩俣智義務教育課長 先ほどの説明と重なるかもしれませんが、9月8日の全員協議が無効となった場合には、9月7日以前に戻るということであります。そうであると、やはり法の手続一次の手続としては、やはり協議をしていくということになるということでもあります。

○上原章委員 9月8日にこの臨時の全員協議をやっているわけで、ここまで今はまだ一本化の見通しが無いという中で、もう一度この3つの教育委員会が一堂に会するそういった協議会というのを今持つような方向性はないのですか。それを呼びかける考えはないのですか。

○狩俣智義務教育課長 現在、先ほども申し上げましたとおり、国—文部科学省の認識と県教育委員会の認識が若干その間にギャップがあるということでもありますので、まずはそれを埋めるということが先かと考えております。

○上原章委員 ですから、今後そういった—先ほど教育長はこの3つの教育委員会が決める第一義の権限があるという—そういう意味では、もう一度この3つの教育委員会が一堂に会することに県教育委員会は努力することが大事ではないのか、それとも、もう一堂に会しても次の一前に進むような—解決に向かわないと見ているのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○大城浩教育長 現行法では、どうしても一堂に会さなければならないわけですね。つまり一本化する必要があるわけですよ。ですから、その現行法を我々がコンプライアンスの立場で尊重する以上は、一本化できるような努力をしていくように、これからも援助をしていきたいと思っております。

○上原章委員 そういう意味では、教育長はみずから3つの教育委員会に出向かれて、また向こうのお話も聞いて再度同じテーブルに着く、そういった行動は必要ないですか。

○大城浩教育長 実は我々も庁内に対策チームを発足いたしまして、この問題の重要性は非常に深く認識をしております。したがって、こういった選択

肢が一番いいのか、このあたりはやはり子供たちの教科書を学ぶという大きな視点がありますので、そういったことでどの選択肢が一番いいのか、今議論をしている状況でございます。その中で、私が行くことが望ましいのであれば行きたいと考えております。

○上原章委員 各々が違う方向に向いてしまうとなかなか地域の方々、特に子供たちの一そういった一番いい着地点というものを今、県教育委員会が問われていると思うのですよ。ぜひその辺のリーダーシップはとっていただいて、その交通整理というか、しっかりと議論が一八重山地域の皆さん、また県民の皆さんにしっかりと説明が行き届くような、理解が得られるような取り組みをしていただきたいと思います。

あと1点、別の部分ですが、新規陳情第117号ですが、旧沖縄少年会館、これは那覇市の公民館ということで県は今後の推移を見守りたいということなのですが、この旧沖縄少年会館というものは本当に歴史的にも、教育現場においても大変な役割を担ってきたと思うのですが、特に、陳情の中にもありますが、離島の子供たちのための宿泊施設も担ってきたと。これは離島のみならず北部地域も含めて、この旧沖縄少年会館はこれまで多くの子供たちや生徒が宿泊をして、貢献してきているわけなのですが、今、県教育委員会が進めている離島児童・生徒支援センターという、県教育委員会が今非常に、離島僻地の子弟が宿泊をして、また保護者もそのようにできるような事業も目指しているわけですが、那覇市と提携を結んでこれまで担っていた旧沖縄少年会館という歴史も踏まえて、複合的な施設を那覇市とタイアップしてやるような考えも必要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

○大城勇総務課長 久茂地の旧沖縄少年会館と連携ということですが、私ども来年以降の制度設計の中でもってこの宿泊施設一寄宿舍と宿泊施設を兼ねたセンター構想を持っておりますが、先輩格であるこの久茂地の旧沖縄少年会館もそういった意味で参考にしながら、それも進めていけたらと思っております。

○上原章委員 実は那覇市もことしの市議会で、こういう議論もあったと聞いています。ですから、ぜひこれまで40数年間、旧沖縄少年会館が担ってきた一これはもう那覇市だけではなくて、むしろ離島僻地の生徒が相当この会館を訪れて、これまで修学旅行とかいろいろな形で一まあプラネタリウムは今、新しいさいおんスクエアに行っていますが、本当にそれをそのまま閉じるというのも非常に一陳情者からもあるのですが、これは那覇市だけの問題というよりも、

県もぜひこれを精査していただいて、今、県教育委員会が取り組もうとしているその事業とも兼ね合うことができるのではないかと、この辺も視野に入れていただいて、今後、検討していただきたいと思いますが、教育長、最後にお聞かせ願えますか。

○大城浩教育長 先ほど、大城総務課長からも答弁がありました。我々はいわゆる離島児童・生徒のための支援センター—仮称ですが、新たな計画の一環といたしまして、国に制度設計の提案をしている状況でございます。その中で今の上原委員の御提案がどこまで反映できるか、また調整しながら検討していきたいと考えております。

○上原章委員 今、離島児童・生徒支援センターの設置について最後に。これは今、国に提案をしているということなのですが、今後、どのように国が回答をするか、ぜひこれは実現していただきたいと思っているのですが、県は県として、これは当然、国の協力もいただかないといけないと思うのですが、今、新しい沖縄振興制度の中で努力されていると思うのですが、それがどういう形で最終的な判断になるにせよ、この離島児童・生徒支援センター設置はぜひやっていくべきだと私は思うのですが、この点もお聞かせ願えますか。

○大城浩教育長 本会議でも答弁しましたが、やはりこの複合機能を持つ離島児童・生徒支援センターの役割は、いわゆる沖縄県が島嶼県であるがゆえにさまざまな負担軽減という視点から取り組んでいこうという大きな目玉として我々も制度提言として訴えていますので、ぜひ、それが実現できるように関係機関等々と連携しながら進めていこうと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 3点ばかりお伺いしたいと思います。1つ目は、今までずっと午前中から議論をしています八重山地域の教科書問題について、今の質疑答弁の中で少し確認をしたいことがありますのでお伺いします。狩俣義務教育課長が御答弁されたのですが、8月23日の答申と9月8日の決定、いずれが有効かということの中で、9月8日が無効とされた場合という過程の中でのお話がありましたよね。それをもう少し詳しく聞かせていただけませんか。

○狩俣智義務教育課長 最も大切なことは、8月23日の決定というのは答申であるということであります。答申というのは、御存じのとおり、法的拘束力を持たないと、教育委員会の採択について拘束力を持たないというわけでありませぬ。拘束力を持たないがゆえに、それぞれの教育委員会が異なった採択をしたという事実があるわけです。そのことをまず踏まえて、では9月8日の決定が無効ということになった場合、そのことから直ちに8月23日の答申に拘束力が出るかという話であるわけですが、結論は出ないと。そこには行かないということでありませぬ。したがって、8月23日の方向でまとめなさいという議論というものが、かなり県教育委員会としてそのことを八重山地区の教育委員会に指導する論理づけとしては非常に無理があると考えているわけです。そのために、文部科学省とそのことをもう少し詰めていきたいということでありませぬ。

○奥平一夫委員 8月23日の答申が拘束力を持たない—実はそのことをお聞きしようと思ったのですが、拘束力を持たない答申で文部科学省はそれを決定しましょうという話になると、拘束力を持たないので、では、どうしましょうかという話で、非常に県教育委員会の対応も今困っているということになるわけですね。県教育委員会としては、例えば想定されることについて一次なる考え方といいますか、方策といいますか、そういうことというのは何か考えていらっしゃるでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 法で定められた次の手続というものを考えていった場合に、9月8日が有効でないといった場合には9月7日以前に戻りますので、その時点に戻って合意形成を図るということが本筋だと考えているわけです。

○奥平一夫委員 となりますと、これまでのさまざまな議論、あるいは採択地区協議会であったり、あるいは3教育委員会の委員による全員協議会であったりということが、もうなしということになって、やり直しということになるわけですか。

○狩俣智義務教育課長 現在は9月8日が無効という仮定のもとでその話をしているわけですが、それが無効ということであればそれ以前に戻るということであって、8月23日の答申に法的拘束力が生じるということではないですよ、そのことを強調しているということでありませぬ。

○奥平一夫委員 例えば9月8日が無効であると文部科学省が判断をするとい

う根拠というのは、これは法的な根拠によって無効であると文部科学省が決定をしてくる可能性があるということですか。

○狩俣智義務教育課長 この協議というものが法律に定められているわけではないということでもあります。そういうことで、その協議の方法、それから形態も方法ですか、そして協議が成立する要件と、そういったものも法に定められていないということでもあります。そのことを受けまして、県教育委員会としては、協議の有効性も含めて当事者が決定していくと、そういうスタンスをずっととり続けております。文部科学省も有効、無効ということについては認識であるという表現をしております、その認識は県教育長に伝えたという言い方をしているわけです。私たちも有効であるとの認識を文部科学省に伝えたという立場をとっております。

○奥平一夫委員 県教育委員会としては、9月8日の有効性というものを文部科学省にきちんと説明をして理解を仰いでいくという姿勢で今いらっしゃるわけですか。

○狩俣智義務教育課長 先ほど教育長の答弁にもありましたが、現在の現状認識というものを作成して国に送付をしていく予定であります。その中で県教育長の認識を述べております。

○奥平一夫委員 わかりました。これは今後やはり文部科学省といろいろな話をしながら、県教育委員会の姿勢といいますか、それをきちんと訴えながらその有効性をできれば勝ち取っていくということの中で、また八重山の地区協議会、あるいは八重山地域の中でその辺のことをきちんと整理をしていくということが求められると思いますが、これだけ本当にもめにもめた教科書問題というのは、かなり全国的にも相当な影響があると思うし、特に沖縄の歴史教科書の問題で、非常に沖縄県民は相当危惧しているわけですね。ですからそういう意味では、恐らく今度の教科書採択—4年後にくる採択時期について、かなり混乱が予想されるわけですね。今、2つの法律の優位性というものがまだはっきりしていないということの欠点といいますか、そういうことがあってこういうことが起こったわけですが、やはり4年後に向けて—まだ解決はしていないので、4年後に向けての話もどうかと思うのですが、4年後にはまた混乱が来ると困りますので、この辺を解決するための県の考え方というのはいかがでしょうか。他に何か方策を考えていますか。

○狩俣智義務教育課長 2つの法律があって、その法律で決めることができないという状況が今あるわけですが、このことについては報道等で文部科学大臣もその法律、制度のあり方について検討しなければいけないといった旨のコメントをしておりますので、そういう問題はまた国で考えていくことであると考えております。

○奥平一夫委員 この問題については最後になりますが、先ほど翁長委員もおっしゃっていましたが、やはり県教育委員会のもっと踏み込んだ判断・指導というものが需要ではないかと私も思いますが、その辺の判断も協議をしながら、踏み込んだ指導というか、それもぜひやっていただきたいと思っています。

次に、陳情番号第115の3、先島の振興発展に関する陳情の中で、今、上原委員も質疑をされていましたが、「離島に住む子供たちが経済的要因等により」という中の陳情処理についてお伺いしたいと思うのですが、具体的に国に要請をしているというのですが、これは当然、新たな沖縄振興への要望の53項目の1つだと思うのですが、この具体的な内容について御説明いただけますか。

○嘉数卓総務課教育企画監 ただいまの御質疑は、離島児童・生徒支援センターの内容ということでございますか。離島児童・生徒支援センターにつきましては、まず高等学校への進学の際に当たりまして、離島から出てくる子供たちの寄宿舎としての部分ですね。それから離島から修学旅行とか、それから各大会派遣ですね、そういった形でかなり生徒たちが出てきますので、そういった子供たちの宿泊施設としての部分、それから、場合によっては保護者の方が寄宿舎の生徒方の学校に何か面談とかそういったことで出てくる場合の宿泊、それから、場合によっては先生方の研修とかに利用できることもあるのかなということで、いろいろ考えてございます。

○奥平一夫委員 そういう要望を出してはいるのですが、私はかなりハードルが高いのかなと思うのですが、しかし、ぜひとも必要な事項ですし、これはもう何年も前からさまざまな離島出身者やあるいは議員が訴えてきたことでもあります。そういう意味では、県教育委員会が積極的にこのように新たな沖縄振興の制度要望中の項目に入れ込んでくれたことに非常に敬意を表するのですが、例えばこういう新しい要望をする際の理論的な裏づけ、どういう形で省庁と交渉していらっしゃるのか、その辺はどのように説得していこうか、あるいは今説得をしているのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監　今回は県全体の考え方としまして、大きな柱として離島振興というものがございます。その中で各種いろいろな課題がございしますが、その中でその課題解決ということで、機会均等ということも含めましてそういう形をお願いをしております。やはり施設整備一箱物ということ等もありまして、当初は今こういうものはどうかという御意見等も国からございましたが、国も離島に出張等でいらして、学校等の状況もいろいろお話を聞いたようです。その中で必要性については今、いろいろ御理解をいただいているのかなと思います。ただ、そのあり方等について今はまだ詰めているところがございまして、この件についてはまた、鋭意、国との調整の中で実現に向けて努力していきたいと考えております。

○奥平一夫委員　どうもありがとうございます。その項目の中の学校給食費を無料化することについての皆さんの処理方針ですが、実は離島というのは特に所得格差もありますし、今言ったようにさまざまな格差があるわけですね。きのう質疑をしました医療の格差もあります。そういうさまざまな格差の中で、どうしても経済的に厳しい家庭が多いわけですね。そういう意味では、本当に学校給食費の助成あるいは無料化というのは非常に必要であると思うのですが、今の、特に宮古地域、八重山地域、各離島の学校給食費の納入状況、これは今すぐわかりますか。どれぐらいのパーセンテージでできれば金額までわかればそれを教えていただけませんか。

○具志堅侃保健体育課長　離島地区のみの学校給食費の納付状況という部分に関しては、まだここに資料はございません。大変申しわけございません。

○奥平一夫委員　では、これから調査を入れてぜひつくって、後日報告いただけますか。

○具志堅侃保健体育課長　わかりました。

○奥平一夫委員　ではその沖縄県内の学校給食費の未納されている件数、あるいはパーセントでもいいですし金額でも一トータルでもいいのですが、どれくらいなのでしょうか。

○大城浩教育長　学校給食費の未納の状況は平成21年の状況がこちらにござい

まして、まず未納児童生徒は9686人、これは14万8364名中9686名の方々が未納であると。パーセントでいきますと6.8%になります。金額ですが、2億7481万7575円が未納総額であり、4.2%に当たると。そういうことが平成21年の状況として今手元にある資料でございます。

○奥平一夫委員 どうもありがとうございます。県内の各離島の学校の状況がわかればすごくよかったのですが、では、これは次の機会を得て質疑をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に学校の統廃合についてお伺いします。新規陳情第148号で出ておりますが、まず学校統廃合について教育長の認識を少しお伺いしたいと思っております。

○狩俣智義務教育課長 小中学校の統廃合について県教育委員会の考え方ということでありますが、小中学校の統廃合は設置主体である市町村教育委員会のもと、過疎化、少子化等による社会の変化や教育的効果を考慮して実施していくものであると、このように理解をしております。県教育委員会としては、統廃合を検討しております市町村教育委員会の要望に応じて、適切に対応していきたいということでもあります。

○奥平一夫委員 今、宮古島市で学校の統廃合が進められて、その協議をしている段階なのですね。教育委員会ですっと話し合いをしているのですが、かなり説明会では大紛糾、大反対が起こっておりまして、なかなか住民がその問題は看過できないということで、とにかく反対運動が今起こって、反対署名運動も今起こっております。それで宮古島市から、今度の統廃合についての、これを進める背景というのをお聞きしていると思うのですが、どういう背景で統廃合を進めようとしているのかお聞かせください。

○狩俣智義務教育課長 宮古島市教育委員会から、このことについて具体的な報告等は現在ございません。

○奥平一夫委員 わかりました。地元ではこういう、宮古島市教育委員会から統廃合をすることについての資料が皆さんに配られてもいます。その中でこれを見ますと、学校適正規模、それをしっかりつくっていききたいということになっているのですが、学校適正規模というのは一まあ時間もないので詳しい質疑はできませんが、3つぐらい。この中で、適正規模になると社会の適用性、協調性をより育てることができる。それから切磋琢磨、向上心を高めることがで

きる、そういう教育ができる、集団活動、教育活動がより必要になってくると。そこで、そのために一定の人数、複数学級の中での教育が必要であると。これが1つの背景であると。もう一つは、そのために複式学級を解消していきたいと。それが必要であるということの背景で統廃合を進めるのだというわけですね。そこで気になるのは、では学校の適正規模は、この島嶼県沖縄で一体どういうものなのかと。県教育委員会がどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

○狩俣智義務教育課長 国から出ている資料がございますが、その中に適正規模の一般的なおおむね4キロメートル以内と、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内にあることと、そういうような見解が示されております。

○奥平一夫委員 もう一つ、複式学級の解消ということが言われているのですが、複式学級についての教育長の考え方をお聞かせください。メリットだったり、デメリットだったり、いろいろあると思うのですがいかがでしょうか。現場を経験されてきたかもしれませんが、その辺のことを少しお伺いしたいと思います。

○大城浩教育長 私は高等学校の教諭でございまして、実際に複式学級というのは自分が小学校のころにしか経験していません。もうありませんが私は国頭村の楚洲小中学校にいまして、そこで実際に経験しました。同時に、今回、やはり複式学級の持つさまざまなことも勉強したくて、県議会が始まる前に名護市のある小学校を訪問いたしまして、複式学級を見てまいりました。そういう中でメリット、デメリットといいますか、なかなか答えづらいのですが、私が経験したことから言いますと、やはり異年齢の集団がございまして、そういった意味では、先輩、後輩の役割も出てくるでしょう。ところが実際、せんだって見た複式学級は同一のクラスに1人の先生がいて、45分の中で一方は授業をしている、その際の一方は自習をしているわけです。そういったことを見ていくと、果たして子供たちは、45分の授業の中で半分は自習、半分は学習と、そういった形態があることはいかなるものかということをお正直に言って感じました。

○奥平一夫委員 今、県内に複式学級というのは幾つありますか。

○狩俣智義務教育課長 現在、県内の複式学級数であります、小中学校の合計で159学級ということであります。内訳ですが、中学校で20学級、小学校が139学級であります。計159学級ということであります。

○奥平一夫委員 教育長、今この沖縄県内の実態について、県の教育の最先頭に立っている教育長としてこの実情をどう思われますか。

○大城浩教育長 我々も複式学級の解消といいますが、そういったことはぜひ必要であろうと、そういった視点から取り組んでいる状況でございます。

○奥平一夫委員 複式学級の解消法については、県の方針としてはどういう方針で解消しようと考えていらっしゃるのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 複式学級の解消につきましては、今ちょうど新たな計画の中で国に制度提言をいろいろお願いをしておりますが、離島僻地支援のための教育振興総合対策というくくりで、離島振興ということでお願いをしております。その中で、複式学級の課題の解消ということの部分でお願いをしている部分がございます、この分については制度提言という形の中で今、たまたま国が概算要求を出しておりますが、その中に幾分か予算が盛り込まれております。

○奥平一夫委員 その内容を少し聞かせてください。

○嘉数卓総務課教育企画監 内容としましては、その学校の中で先生方が対応するという、非常勤講師の配置ということでの予算措置でございます。

○奥平一夫委員 どうもありがとうございます。それと複式学級のこの定数改善というものが2012年あたりからもう改善されていくという情報を聞いているのですが、それで京都府でも独自のそういう複式学級の編成基準というものを持ってやっているわけですね。それで今、義務教育課長がおっしゃったように、沖縄県の中でも地方教育委員会独自の定数も可能になってくるのではないのかなというふうに、今のお話等含めて、複式学級を解消するための定数を改善していくということはあるのですか、どうなのですか。

○狩俣智義務教育課長 複式学級は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定められた方式でありますので、県独自の改正というのは非常に難しいと理解しております。

○奥平一夫委員 例えば、2012年度から国庫定数の枠内でもこの柔軟な学級編成が可能になっていると聞いています。そういう意味では、柔軟な定数以外の考え方とすれば、それぞれ枠を広げて複式学級を解消していくという、そういう積極的な姿勢が必要ではないのかなと思いますがいかがでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 ただいまの柔軟な対応というものの考え方がありますが、これについては枠外で柔軟に対応することではなくて、その人数内で自由に対応できると、そういうことでもありますので、複式学級を解消するためには人の配置がどうしても必要になるわけです。そういう意味で難しいという認識であります。

○奥平一夫委員 先ほどの話に戻りますが、これは臨時的任用の先生方を配置あるいは加配をしていくという、そういう方法も考えれば幾らでもあるわけですから、できるだけ複式学級を解消していくために、その方策というものをぜひ県教育委員会で検討はしていただけないのでしょうか、どうですか。

○狩俣智義務教育課長 現在、新たな制度というもののの中で今、国にお願いをして非常勤講師等の確保を図っていくと、そういう方向性であります。

○奥平一夫委員 例えば宮古島市での学校統廃合—これはどのぐらいの学校がどういう統合をして、あるいは廃校にしてという、その中身を御存じですか。

○狩俣智義務教育課長 小学校で18校、中学校で11校が対象になっていると。2014年、2016年、2018年と段階的に統廃合していくと、このように理解しております。

○奥平一夫委員 これは何校が減っていくのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 具体的には、伊良部中学校と佐良浜中学校の統合、砂川中学校、城辺中学校、西城中学校、福嶺中学校の統合、そして来間中学校を下地中学校に統合と、そして池間中学校、狩俣中学校、西辺中学校の統合と、

こういうことなのです。

○奥平一夫委員 宮古島市でも問題が起こっているのですが、宮古島の複式学級を解消するために何名の先生が必要だと考えていらっしゃいますか。

○狩俣智義務教育課長 小学校におきましては、宮古島市内の複式学級が現在15あるということでありますので、単純に計算をしまして15学級を15人の教師で現在見ているわけでございますので、その2倍ということで、宮古島市内の小学校では15名の教員を加配することによって解消できるということであります。中学校については2学級が複式学級ということでありますが、ただ、中学校においては教科担任制でありますので、小学校のような単純な見通しというものは算出しにくいということであります。

○奥平一夫委員 今、学校の統廃合をされたときに少し気になるのは、先生方あるいは職員の数と、それから人件費が非常に気になるのですが、それは幾らぐらいか算定一積み上げていませんか。

○狩俣智義務教育課長 小中学校を統廃合したときに、その学校が何学級になるのかといったようなことがありまして、現在、単純に数字を出せないということであります。

○奥平一夫委員 いや、それはおかしいですよ。計画はちゃんと出ているはずですから、そこで何名の職員が削減されるのかちゃんとわかっているはずですよ。それでは通らないと思いますが。

○狩俣智義務教育課長 現在、県教育委員会として具体的な報告を宮古島市教育委員会から受けておりませんので、具体的に受けてどれぐらいの学校規模になるのか、そのことを把握して教員数等の算定を出していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 それでは後で報告してください、後日。それで、今現在の学校の職員の人件費というのはどこからきているのか、あるいはその市町村教育委員会はどれぐらい負担をしているのかということはわかりますか。

○狩俣智義務教育課長 教職員の場合はすべて県教育委員会と、そのうちの3

分の1を国が持つということであります。市町村教育委員会は負担しておりません。

○奥平一夫委員 ちなみに、先ほど答弁ではまだ試算していないというお話でしたが、宮古島市の学校統廃合があの計画どおりに進みますと、大体、小中学校の教職員だけで132名の先生がいなくなるわけですね。その人件費等々を計算をしても、約8億円近い人件費等々が削減をされると。これは実はこういう小さな島の人にとって物すごい大きな影響があるわけですね。ですからそういうことも全く無視した形で、当局は地域と教育は全く別だと、今はとにかく子供たちの教育のためだということで、無理やりこの学校統廃合の問題を進めているわけですね。そういう意味で、この陳情者の皆さんはどうしても今、らちも明かないし相当混乱もしているのです。そういうことで、地域も本当にもう壊れるのだと非常に心配をされていて、そこで県の教育委員会もぜひとも何とか見直しを配慮できるように、県教育委員会で意見なりあるいは、指導ということはできないはずですけども、その辺のこともぜひやっていただけないかという陳情でもありますが、先ほどの質疑の中で、複式学級を解消するためには臨時的任用教師を配置をする、加配をしていくということなどの提案も国へしているということでもありますから、国へのというよりも、その前にやはり自前できちんと複式学級を解消していくという県教育委員会の姿勢というものを示すべきだと私は思うのですが、教育長はいかがですか。

○大城浩教育長 小中学校の統廃合のときには、私は県教育委員会と市町村教育委員会の役割に責任があると思うのです。県教育委員会の役割と市町村教育委員会の役割を申し上げますと、やはり県教育委員会の役割といいますのはどうしても市町村の教育委員会から統廃合について相談があった場合、そのときには誠意を持って対応していくと、そういったことかと思うのです。その中で、市町村教育委員会の役割はどういったものがあるかといいますと、やはり市町村教育委員会は学校とか地域の現状といいますか、そういったこと、あるいは教育的な効果を考慮しながら、学校や地域のコンセンサスを得ていく努力がどうしても必要かと思うのです。そういったことがやはり市町村教育委員会の役割だと。ですから、慎重にコンセンサスを得るための御努力をしていくべき事柄が市町村教育委員会の役割と考えております。

○奥平一夫委員 最後になりますが、確かに市町村教育委員会も努力をしなければならぬし、ただ、県教育委員会の努力というものがもう少し求められる

と思うのです。つまり今、30人学級をするために加配の職員をどんどん投入して、何とか30人学級を実現していこうとしているその最中に、35人学級というものが文部科学省から出てきて、1年生、2年生、次は全学年を35人学級という形をとるだろうと。そういう中で、少人数学級に全部移行していく流れの中で、学校が小さいから、学級が小さいから全部統廃合してしまえという、適正規模へみんな持っていけという論理では、今はもう通らないと思うのです。だからそういう意味で、複式学級をまずどう解消していくか。廃校することによって複式学級をなくすということではなくて、この学校に職員を手当てしていくという積極的な姿勢が必要だと私は思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○大城浩教育長 少なくとも教職員の配置につきましては、先ほども答弁がありました。義務公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というものがございます。それを通して、私どもは学級の適正な数と教職員の配置は考えておりますので、そういったことを根本に置きながら対応していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 まず11ページ陳情平成21年第57号から行きます。食育といいますか、記3番の要旨の中で「県立や市町村設置の小中学校において、児童生徒や父母が健康的な食事がとれるように、健康教育や栄養教育を受けられるよう普及啓発」活動をしてほしいと。処理方針を見ているのですが、もう少し具体的にどういう中身でというか、どういうことをしているか説明できますか。

○具志堅侃保健体育課長 ただいま、学校・家庭・地域が連携した食事の推進に努めるという部分で、これまで取り組んできましたことについて申し上げます。地域食材や季節の農産物を積極的に活用するとともに、県産品奨励月間、学校給食週間等で地場産物の活用を提供したいとかですね。学校の教育活動全体を通して食育を一保護者対象に食育講話や親子料理教室等の実施をすることによって、それ以外にも、栄養教諭とか栄養職員等を通じまして研修会をやりまして、子供たちに提供する食育教育ということをやっているということでもあります。

○佐喜真淳委員 皆さん頑張っておられるということで、口に入れるもの、そ

してその食育を学校単位で、あるいは父兄、地域の方々と連携をとってやっているということですが、入れるものはいいとして、例えば健康という部分で、入れるためにはかまなければいけないではないですか。歯の健康とかそういうものに対して、皆さんはどのような認識をもっていますか。

○具志堅侃保健体育課長 少し困った質疑ではあるのですが、歯の健康といいましてもいろいろとありまして、食べるものがあれば、当然、食べかすがつくということもありまして、ただ、そしゃくすることによって、より栄養分を体の中に取り込むということがありますので、一般的に言われているのが、食物を30回以上はかまないということがありまして、そうすることによって、より健康になると。

○佐喜真淳委員 舌足らずで済みません。実は私、手元に全国の12歳児の虫歯率があるのです。2006年から始めてずっと2010年まで沖縄県は虫歯率が全国一悪いのです。同じポジションにずっといるものですから、逆にこういう講話というか、そういうものも含めて皆さんが歯の健康に対してどういう取り組みをなされているかということをもまず聞きたかったのです。もう一度、答弁をお願いします。

○具志堅侃保健体育課長 これは今まで養護教諭とか、栄養教諭とかそういう研修会等で一番、虫歯の罹患率というのは、確かに全国で沖縄は下位のほうにございます。しかしながら、この年次ごとに虫歯の罹患率も減ってきてまして、ただ、それ以上に全国も同じように減っているということで、まだ下位のほうにあるという結果であります。

○佐喜真淳委員 結果というのは、皆さんが取り組んだ結果として虫歯が減ったというならばわかるのです。だから、これは全体として、教育委員会として歯の健康というのは大切だよと。場合によっては大人になってもやはり、きのうも福祉保健部に確認をしたときに、8020運動というのは沖縄県の長寿県の中においては大変重要な位置を持っていると思うのです。そうしたときに、幼少期から歯の健康に対してしっかりと教育するというのは大切だろうし、その対策として教育委員会がもっと積極的に歯の健康に取り組むべきだと私は思っているから、そういう質問をしているのです。

○具志堅侃保健体育課長 学校におきましては歯磨き指導ということで取り組

んでいまして、多少なりともその成果があるという結果は、全国では下位ではあるのですが、結果としてはよくなってきているという部分で、歯の口腔健康という部分においては、虫歯のみならず歯肉炎とかその他の疾患もございますので、歯磨き指導に力を入れてやっているということでもあります。

○佐喜真淳委員 これは県教育委員会関連の陳情ではなかったのですが、昨日の福祉保健部関連の陳情で、歯科医師会からフッ素が歯の健康に非常に効果があるということも含めて、各都道府県一条例も含めて学校単位で、あるいは教育委員会単位で推進している経緯があるのです。そこで教育長に聞きたいのは、フッ素に対する見解というのはどのようにお持ちですか。

○具志堅侃保健体育課長 大分中身に入ってきているみたいで一フッ素の洗口につきましてはいろいろ課題もあるということで、文部科学省としても、どちらでも構わないという姿勢ではあるのですが、全体一子供の健康という部分から、どちらも勧めるということではなくて、学校の部分で一例えばフッ素が必要であると判断するのであればそれでもいいですよと、歯磨きというのも口の健康の上では大事ですよと、両方唱えています。

○佐喜真淳委員 確かに厚生労働省から福祉保健部に来ています。それで文部科学省からも来ているはずなのです、推進するようにね。それを受けて、皆さんがどのように対応していくかということも含めて確認をしていますから。文部科学省も推進するように来ているらしい、ですよ。

○具志堅侃保健体育課長 文部科学省の部分一文書が来ているのですが、学校は教育を通して健康な生活に必要な資質や能力を育てる場であると。よって、学校での虫歯予防の目的は、虫歯の原因や予防の仕方の学習を通して子供の意識や行動を変え、健康にいい生活習慣の形成を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことにあります。学校におけるフッ化物の活用については、子供がフッ化物の効果などについて学習し、フッ化物配合歯磨剤というものを自分で選択し、活用していくことができるようにすることが基本であるということ述べております。

○佐喜真淳委員 それを受けて、皆さんは学校単位でそういう指導はされているのですか。今のを受けてね。

○具志堅侃保健体育課長 以前に一六月定例会でもありましたので、各学校にフッ化物の洗口について勧めていますかという調査もしました。それでパーセントとしては全国的にも調べて、今その数字があるのですが、沖縄県のだけのものがあるのですが、小学校でフッ化物実施校は、沖縄県で12校、4.9%。小学校で11校、4%。中学校で6校、2.4%という実施状況であります。

○佐喜真淳委員 せっかく数字が出たのでね、多分そこは学校の中では継続的にやっているところもあると思うのですが、結果、虫歯の率というのはどのようになっているか、そこまでデータの的にありますか。要するに、実施している学校の虫歯の罹患率です。たしか久米島町か何かでやっていたような気がするのですが、数字の持ち合わせがないものですから。

○具志堅侃保健体育課長 おっしゃるとおり、久米島町では継続してやられているようで、ただし、虫歯率がどうなっているかという追跡調査の資料はございません。済みません。

○佐喜真淳委員 教育長、私が確認したいのは、やはりこの歯の健康というのは大変重要な問題で、福祉保健部もこれはしっかり推進し、各保育所も結構毎年ふえているのです。ふえていきながら小学校、中学校において、どういうことがフッ化物に対して教育されているか見えてこないものですから、そのあたりは前向きに福祉保健部と調整しながら、あるいは福祉保健部には条例をつくらせてくれという話があるので、そのあたりも含めてやはりトータルで県教育委員会も積極的にやってほしいのです。その件はどうですか。

○大城浩教育長 私にも6月定例県議会で、自民党の照屋議員から今の件で御質問がありまして、少し消極的な回答をした記憶がございます。そういう中で今回、新たにこういった御質問があったと認識をしておりますが、いずれにいたしましても、フッ素と歯磨き両方とも、一方では厚生労働省、一方は文部科学省と所管が違うものですから、そういう中で我々を通してできることは、やはり福祉保健部と連携をしながら、どちらのほうの方がより効果的なのか、研究をさせてください。

○佐喜真淳委員 ぜひ、そういう実践されたデータもありますし、やはり前向きに取り組みながら、毎年このデータの的に沖縄県の虫歯率が一番悪くなっている。よくはなっているが、どっちみち47都道府県のうち47番目なのです。そ

ここで抜本的に踏み込んで積極的にやってほしいと要望しておきます。福祉保健部はやりたいと言っていますから、ぜひよろしくをお願いします。

3 ページに行きます。前回もこれは少し質疑をさせていただいたのですが、確認しておきたいのは新教育基本法。処理概要は、「趣旨を踏まえ、国の教育改革の動向や社会の変化並びに県民の教育ニーズ」ということではありますが、先ほど皆さんから資料としていただいた教科書の改善について、これを受けて指導要綱が一平成20年に学習指導要領の改訂があったのです。確認したいのは、この教育基本法が改訂され、学習指導要領あるいは教科書の改善についてということで、各都道府県の教育委員会に周知徹底させるような通知が来たと思うのですが、どういう取り組みをなされましたか。通知には、適切な対応をお願いすると書かれているのです。各都道府県教育委員会におかれましては、今回の規則などの改正方向や指針の内容を周知させるということなのです。

○大城浩教育長 確かに今、佐喜真委員がおっしゃったみたいに平成20年7月に策定されましたこの教育振興基本計画でしょうか、それを我々もしっかりと参酌をしながら、平成21年3月には沖縄県教育振興基本計画を策定したところでございます。その後、沖縄県教育振興基本計画は平成24年3月までの計画期間でありますので、また新たな教育振興基本計画を策定するために、懇話会等々を持ちながら新たな計画を策定していると、そういう状況でございます。

○佐喜真淳委員 もう少し質疑をしたいのですが、教科書の改善について、いわゆる教育基本法が変わりました。中身が変わったのですね。例えば、そこには豊かな情緒、道徳心、公共の精神とかというものを入れ込みながら、その件について各市町村教育委員会に対して、皆さんはこういうことが変わりましたという指導をしなくてはいけないと思います。その前提の中で、教科書を採択する中においても、それは指導方針があるはずなのです。それを確認したいのですがどうですか。

○大城浩教育長 学習指導要領もことしから、小学校からスタートいたしました。また来年からは中学校がスタートいたします。次の年からは高等学校で学年進行に応じてスタートいたします。そういう中で、教科書制度についてもさまざまな変更点があったことも承知しております。そういう中でこれまでも、午前中の答弁でもお話ししましたように、私どもは少なくとも教科書の採択の条件といえますか、同時に採択の方法、あと調査の観点ですね、そういったことに絶えず選定資料としてつくりながら採択地区にはお送りして、公正・公平

な視点で採択できるようにしてきたつもりです。

○佐喜真淳委員 確認しますが、改善についての通知というのは、平成21年3月30日に各都道府県の教育委員会あてに来ているのです、これは先ほど資料でいただきましたが。そこには周知させるようなお願いというか、やっていただきたいと。そこは教育基本法が変わり、指導要領が変わったということも含めてそういう採択、いわゆる教科書を選ぶ際にもそういうことを勘案してやってくださいという周知徹底だと思っております。そのためには、県教育委員会の指導方針とか採択方針があってしかるべきなのですが、今回の八重山地域も含めて、沖縄県全域の中でそういうことを周知徹底されたということで理解してよろしいですか。もしそれがペーパーとしてあるのであれば、どういうことが指導内容として通達したのか、これももしできるのであれば資料として欲しいのですが。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大城教育長から佐喜真委員に対し資料提供のみでよいか確認があり、佐喜真委員から周知内容の説明も行うよう依頼があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

狩俣智義務教育課長。

○狩俣智義務教育課長 教育基本法が改訂になりまして、そのことを受けまして学習指導要領が平成20年に改訂されて、中学校が来年から完全実施と、小学校が本年度から完全実施ということであります。そういう移行期の中で、全県の研修会等でそういった趣旨の研修というのは、数限りなくというぐらい、かなりの回数で周知徹底をしてきております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から執行部に対し教科書検定、採択の方法の変更についても説明するよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

狩俣智義務教育課長。

○狩俣智義務教育課長 教育基本法が変わって、それを受けまして学習指導要領も改訂になって、ここの部分は国の仕事ということでもあります。それから教科書検定のあり方も若干変わるでしょうし、そういったようなことを受けまして教科書も変わっていくわけです。それを受けまして、県教育委員会としては学習指導要領の徹底であるとか、そういったものを任務として受け持っているわけですので、そういった学習指導要領の改訂に向けての研修というものを数限りなく行ってきたということでもあります。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から県教育委員会の教育基本法の改定に伴う教科書採択に関する指導方針の変更内容を説明するよう指摘があり、狩俣義務教育課長から教科書採択に関するガイドラインは国の動向に合わせて毎年改訂されており、これに基づき県教育委員会は指導・助言を行っているという説明がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 少し角度を変えて話しますが、先ほど言った沖縄タイムスの、少し気になるのが文部科学省担当課見解とあるのですね。要するに結論として、文部科学省見解が記された部分では、(1) これは記事の2段目なのですが、1、2、3まであるのです。これは文部科学省見解として、皆さんがこれをやったということですよ。皆さんからいただいたペーパーにはそういう細かいものまできていないのですが、だからここには何が書いているのかというと、最終意思ということなのです。これは文部科学省と詰めて最終意思を決定したとなっているものだから、これは記事になっていると思うのです。記事の中身を知りたかったのですが、皆さんは数字として出ていないものだから確認するだけの一記事の1、2、3の部分はこれでよろしいですね。文部科学省見解として詰めて一文部科学省と詰めただけで、文部科学省の見解はこれと一緒にということ。

○狩俣智義務教育課長 沖縄タイムスの記事であります。先ほど私たちが配付いたしました資料の2ページにあります。この資料は9月8日の開催に向

けて大急ぎで作成をした資料です。これは八重山採択地区協議会から、どうい
うことをしたら、どういう手続をすればそれが法的に有効になるのかといった
ような質問を受けまして、こういうことをすれば有効になるのではないかとい
ったようなことをまとめた資料になっているわけです。この資料の作成過程で、
文部科学省と詰めて一やりとりをしながら詰めている部分がこの新聞の記事の
中に読み取れると私は理解しております。

○佐喜真淳委員 極めて単純な質問なのです。この新聞報道の中にあるような
ことが県教育委員会として、文部科学省の見解として出したのか、出していな
いのかなのですよ。これは新聞で報道された、報道に基づいて私は確認してい
るのですが。だから最終意思というね、もうこれで最終通達みたいな形での報
道をされているので、そこは文部科学省のお墨つきですよということなのです
よね、この新聞を見る限りでは。それをどこから出ているかといったら、沖縄
タイムスは沖縄県教育委員会からということだから、今、皆さんに確認をして
いるわけであって。

○狩俣智義務教育課長 このことについて、正式に作成した文書というのはご
ざいませぬ。ただ、私も担当者も勉強する中でメモをとったりするわけですね。
そのメモの一当然、鉛筆でメモをとることもありますが、パソコン上でつくっ
ていくということもありますので、そういったたぐいのメモという可能性はあ
ります。ただ、県教育委員会として正式にそういう文書をマスコミに流したと
か、そういうことはございませぬ。

○佐喜真淳委員 ここまで皆さん書かれて、それは公式ではない、ペンで書い
ているということで、それで済まされるわけでもないと思うのです。今これだ
け大きな問題にされている八重山地域の教科書問題に対して、ここはだれが見
てもこれは最終通告的なことを書かれているのですよ。それをだれが書いたの
かといったら、報道によっては県教育委員会なのですよ。

○狩俣智義務教育課長 このことは非常に一般的なことを述べているわけであ
りまして、13教育委員の協議はきちんと整えば最終意思になりますよというよ
うなことを文部科学省とも詰めているわけですので、そういうことをメモとし
て書いているということでもあります。

○佐喜真淳委員 これは文部科学省見解というのは、文部科学省の確認をとら

ずに皆さんが書いたということですか。私はペーパーもあるのですが、この部分だけはっきりさせてもらえますか。

○狩俣智義務教育課長 私が質問の趣旨を誤解している可能性があります、ここに書いてあることが特段、私たちがあえて隠さなければいけないとか、そういうものではないです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から執行部に対して新聞報道にある文部科学省見解の真偽について答弁するよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 新聞報道では、さまざまな報道がされていることは私も承知しております。中には、誤解をされた報道があることも知っております。つまり、我々の説明が十分に行き渡っていないと、そういうことでの対応でしょうから、そういったことも伺っております。そういう中で、今回、文部科学省の今のこの新聞報道による見解等につきまして、先ほど義務教育課長から説明されている状況なのですが、少なくとも現在における文部科学省の認識は、午前中にお配りいたしました。いわゆる3教育委員会臨時会による協議が整っているのかという見解なのです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から執行部に対して石垣市及び与那国町両教育委員会は9月8日の全員協議は無効と主張しているが、それに対する文部科学省の見解について答弁するよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

狩俣智義務教育課長。

○狩俣智義務教育課長 繰り返しになると思いますが、この答申及び全員協議の有効性について、このことについては一この協議について、まず義務教育諸

学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条第4項は、その協議の方法、権限等について具体的に定めていないと。さらには協議が成立するための要件というものについても述べていないと。そういうことを受けて、県教育委員会としては答申の有効性、協議の有効性の決定というのは、八重山地区の当事者が判断すべきものであると基本的な見解をこれまで示してきているわけです。その上で、あえて有効性についての県教育委員会の認識ということではありますが、先ほど、午前中にも述べましたように、協議は教科書採択の一本化を目的に開催されたと。それから教育委員13名が協議の席に着席して採決に応じた。さらに協議において、教育委員13名のうち常に11名が採決に参加をしていて、採決に合意がなかったとは言えないと。したがって、採決が無効とは言えないと、そういう認識ということでもあります。

○佐喜真淳委員 私どもは皆さんとのやりとりの中で、本来、地元の意思も確認しながら、あるいは文部科学省の意思も確認しながら、やはり統一的な教科書の採択をされるのが一番、ベストなのです。しかし、もうねじれにねじれて、どの報道のどの部分が実際に起こっているのかわからなくなっている。しかし、私はあえてこれだけ申し上げたいのは、8日の記事だけ読ませてもらいますが、「3市町教育委員会委員長連盟の文書から、仲本委員長の名前を削除することを決めた。事実上8日に開かれた全教育委員の協議そのものの無効を確認した。仲本委員長は、『文書は委員長だけでは出せない。議決を得ないで文書を発送したのはまずかった。』」ということを書いて、委員長名での文書は法的根拠がなかったということを行っているわけなのです。そこで、これから皆さんも大変頑張らなければいけないと思うのですが、竹富町教育委員会から文部科学省、教育委員会に発送された文書には、竹富町教育委員会の公印のみが押され、石垣市教育委員会、与那国町教育委員会については公印はなし。これを無効とし、いわゆる協議会は無効という決断が石垣市教育委員会と与那国町教育委員会に出されたということなのですが、いろいろと議論をしてもなかなか解決に向かわないのかどうか少しわからないのですが、ぜひ、そこは地元がやはり選ぶ手続的なもの、私ども自民党は手続に瑕疵がなかったかどうかを含めて、教科書の中身ではなくて、地元と県教育委員会、あるいは文部科学省も含めてしっかりと手続を踏んでやるものに対して、我々はこれはしっかりと合意の中で法的根拠もありますからということを手続きしてきたのです。決して政治介入ではなくて、しっかりと手続がされていないままに報道だけがされて、そして玉津教育長も含めて採択したところが悪としてそういう報道をされるものですから、手続的なものも含めて、本当にしっかりと方針を決めてやっ

ていただきたいということをお願いしたかったのです。最後に教育長、ぜひそのあたりも含めてしっかりとリーダーシップをとっていただきたいのですが、いかがですか。この教科書問題の解決に向けての決意というのは。

○大城浩教育長 やはりこれまでも答弁してまいりましたが、一義的には採択地区で採択すべき案件でございます。そういう中で、今、さまざまな混乱が生じていることは私も承知しておりまして、何とか打開策を見つけていただくように、我々がどういった指導・助言・援助ができるのか、また文部科学省とも調整をしながら進めていければ幸いです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 けさの新聞を見て、ここの審査の内容ではないのですが、平真小学校のモルタルが落ちたという、外壁が崩れたということについて非常に緊張感を持って読ませてもらったのですが、それに対しての石垣施設課長のコメントが載っているとおり、現場の点検等について強化をしていくという、こういうような趣旨で書かれているのですが、具体的にはどういうことを今後される予定でしょうか。

○石垣安重施設課長 今回、大きい剥離ということで、面積も大きくまた子供にも当たったということで、大変なことだと思っています。こういう事態が今後、また他の学校にも出ないように、その原因を石垣市も調査中ですので、それを聞いてそういったことが二度と起こらないように市町村教育委員会、そして県立学校にも周知をしていきたいと、そのように考えております。

○比嘉京子委員 はがれた壁の面積といいますか、大きさというのはどれぐらいなのか。

○石垣安重施設課長 3平米ぐらいだったと聞いております。

○比嘉京子委員 これは時間帯が違くと大変なけが人を出したということも予測されているので、ぜひ安全性—安全な学校に親は送っているわけですから、もうぜひそこは基本中の基本なので、強化のお願いをしたいと。これは八重山地域だけではなくて、全県の学校における安全点検を遊具等だけではなくやっ

ていただきたいなど要望しておきます。

次に、17ページの陳情平成21年第112号を先にお聞きいたします。特別支援教育のさらなる推進に関する陳情ですが、処理概要を読んで大変前進だなど評価をしているところですが、そこで少しはしょってしまいますが、障害が多岐にわたるわけですね。多岐にわたる子供たちを5人1クラスにするという、これまでも非常に無理なというか厳しい環境の中にあっただと思うのですが、これまでも5名ではなく5名以下でやっていたわけだから、3名のクラスも4名のクラスもあったことは理解しています。それが3名以下と少なくなることによって、よりきめ細かい対応がされるということにおいては、とても前進だと評価をしているところですが、今後ですけれども弾力的にこれは地域で、例えば言語のクラスがほかにあるかどうかとか、それからLDのクラスがほかにあるかどうかとか、いろいろなことを勘案して3名以下の場合には考えていくというような趣旨だと理解しているのですが、そうですか。

○狩俣智義務教育課長 学級編成の基準ということでもあります。これまでは新たに学級を設置する場合には5人以上ということでありましたが、平成24年度からは、基準は3人で設置することができるものとする、こういう考え方になります。ただ、障害というものは多様性がございますので、ケース・バイ・ケースで、場合によっては1人ということも考えられるということでもあります。

○比嘉京子委員 ぜひ一人一人の子供がその地域の望む学校で、自分の校区である学校でそういうことが対応できるように、今後ともぜひ現状よりもさらにいい環境に向けて頑張ってもらいたいと思います。詳細については、またいずれ質疑をしたいと思います。

さて、教科書問題についてこれまでの皆さんの議論を踏まえて確認したいことと、さらに少し踏み込んだ質疑をさせてもらいたいと思っています。確認事項からなのですが、これまでの話で8月23日の採択地区協議会というのは、諮問機関であるから答申であって決定の場ではないということでしたよね。その決定の場というのは、持ち帰って採択がみんな違ったので再協議の場として、決定の場として教育委員会3者が集まったという理解ですよ。そうしますと、先ほど少し気になったのが、9月8日がもし仮に有効でないとするならばという御発言があったのですが、ということは、どこにどう戻っていくのかということなのですが、8月23日の諮問機関に戻るのではなくて、8月23日以降の決定の場に戻るという理解でよろしいですか。

○狩俣智義務教育課長 答弁の前に、午前中の宿題の部分がありましたのでそこを先に述べさせていただきます。まず、広域採択制度のスタートした年ではありますが、昭和40年に開始されたということでもあります。あと1点、また午前中、私の発言の中に「閣議が決定され、消滅した」といった発言をしたのですが、次のように訂正をさせていただきます。「閣議が決定されたとの事実がある」と訂正をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今の質疑でございますが、8月23日に答申がなされております。それを受けて、3教育委員会が8月26日、27日にそれぞれ採択を行っております。この採択が一本化されなかったということをもって、9月8日に全員協議が行われているということでもあります。仮に、9月8日が無効ということになると、ではどこに戻るのかということですが、これは明らかに8月26日、27日以降に戻っていくという、そういう考え方があります。

○比嘉京子委員 それで、午前中の委員の質疑における皆さんの答弁の中で、いわゆる地区全体で今違法状態なのだという答弁がありましたよね。言ってみれば、どこがというのではなくて3地域全体が今現在そういう状態に置かれていると。私はその答弁を非常に重く受けとめているところです。それをしますと、私は県教育委員会の責任は非常に重大に問われていると思うのです。ほかの委員も皆さんが、では今後どうするのかという議論をたびたびされておりましたが、私はこの状態を放置して、1日でも長く放置することそのものが、指導・助言をする県教育委員会の立場における責任感というもの、そこに問われているのではないかなと思うのです。それに対してはどうですか。

○狩俣智義務教育課長 このことについても午前中に述べたわけですが、どこに戻るかということについて、文部科学省と今しっかり詰まっていないということでもありますので、どの時点に戻るのかと一仮に9月8日が無効だということになった場合、どこに戻ってやるのかと。その部分を今詰めていきたいということでもあります。そのことを先に詰めて、それを先に詰めないと前に進めないという状況であります。

○比嘉京子委員 今、文部科学省にはその文書はもう提出しているわけですか。

○狩俣智義務教育課長 現在、準備をしております、近々一あした、あさってといったところになるかと思っております。

○比嘉京子委員 では、文部科学省と皆さんとの認識のすり合わせといたしますか、そこがまず優先的な第1番目の行動として、そのことによって9月8日がどういう判断になるのかということが問われていて、それがあることによって、それ以外の方策も生まれてくると理解していいわけですね。文部科学省がその9月8日をどう見るかということが、まず重要なワンポイントになると理解するわけですが、いかがですか。

○狩俣智義務教育課長 文部科学省は、9月8日については整っていないという見解を既に出しております。私たちは9月8日は有効であるという見解を示しているということでもありますので、その部分はそのまま今おいておくとしても、もし9月8日が有効でないとするところに戻ること。まずそこをしっかりと詰めない、なかなか前に進まないということでもあります。

○比嘉京子委員 対策チームを庁内でつくって云々ということがありますが、それはもうできているのですか。

○大城浩教育長 今回の問題について、やはり我々も大きな事案というところをしておりますので、1課だけにはとどまらず、やはり両統括監、参事、関係課長を含めての対策チームを発足いたしまして、その場でいろいろな角度から今議論をしている状況でございます。もう既に発足しております。

○比嘉京子委員 ぜひ、この状況というのはもう本当に膠着状態というか、県民的にも非常に興味を持っている課題であろうと思うし、それから今やはり県の教育委員会の立場が非常に今注目されているし、問われている。このことを考えると、さまざまな報道の中には県教育委員会の介入ではないかというような、いろいろな批判もあることを恐れてはいけないのではないかなと私は思うのです。それよりも責任感といいますか、むしろ引き延ばすことによって私は無責任論が出てくるのではないかとさえ思っているわけです。そういうことに関して、やはり迅速な解決の道筋というものを一日も早くやるべきだと私は思っておりますが、いかがですか。

○大城浩教育長 ただいまの御発言は貴重な御提言として、ぜひ、我々の対策チームにも反映できるように努力していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 それと、やはり文書がどうのこうのというような議論ではな

くて、今までの流れをしっかりと、もう一方では文部科学省に説明に行くなりすることが先なのかも知れませんが、そこら辺ももう少し踏み込んで、積極的に県教育委員会のやってきたことを説明をしていくということが問われていると私は思っていますので、その辺も含めて、ぜひ大きな前進を近いうちにしていただけますようお願いをしたいと思います。

もう一つはこの採択問題とは全く違うのですが、今回は内容についての議論はやらないできたのですが、私はこれは県民的には非常にどういうイデオロギーがあっても一致できるのではないかなと思うのは、やはり表紙に北方領土はあるのですが、沖縄県の地図がない。このことは看過してはいけない問題ではないかなと私は思っているのです。そのことについての見解はどうですか。

○大城浩教育長 たしか本会議でも同じような質疑があったような気がいたします。教科書の採択につきましては、少なくとも政治的には中立の立場があります。同時に、教科書の特徴といいますか、そういったことを我々がもし発言いたしますと、やはり採択にも影響が出てくる可能性がありますので、あえて私はコメントを避けました。ただ、今回、中学校の社会科の教科書の編成状況を見ていきますと、例えば中学校社会科では、1年生では地理的分野を勉強いたします。2年生では確か歴史的分野、3年生になって初めて公民的分野を勉強するわけです。そういう中で、例えば1つの出版会社である教科書会社が、この1年生、2年生、3年生と系統的に出版をしたかどうかを考えたときに、今回の教科書の特徴を挙げた場合には、すべての教科書がそうではなかったような気がいたします。ですから、教科書採択の際の1つの条件といたしまして、継続性とか、発展性とか、そういった視点もありますので、それが十分にあったかどうか私なりに感想を持っております。

○比嘉京子委員 ですから、そういうことを見過ごしていいのかという考えなのですがね。やはりおかしいことはおかしいということを書いていかないと、それは本当にその後の問題につながっていくと思っているのです。これはどこの場所で言うことがふさわしいのかいろいろ考えたのですが、やはりきょうのこの場所で一応発言をしておきます。それと同時に、どういう教科書をどんな手順でどう選ぶか、これが民主的に納得の得られる環境の中で選ばれるということは当然のことですが、やはりこの教科書の中身というのは、日本国憲法の学習を中心とした民主主義を教えるということが公民の中心になっているわけなので、その本質とか、人権とか、平等とかですね。そういうことに踏み込むという初めての教科書が公民なわけですね。そういうことを考えまし

たときに、私は表紙でこういう一衛星写真だろうと思うのですが、衛星写真が使われているということは、沖縄県としては抗議なり異議申し立てなりをどういう形でいろいろな方法はあるかと思いますが、私はどこかで指摘をしていく必要があるということ、意見として述べて終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 今回の教科書問題―陳情第119号、これは平成24年度中学校の教科用図書に関する陳情についてであります。委員の皆さんからたくさん御意見が出ました。私たち自由民主党16名は、この八重山地域の教科書検定問題に対する教科書の選定ということに対しましては、教育の中立という立場から介入しない、ただ、これだけ大きな八重山地区3市町教育委員会の教科書選定の中で大きなトラブルが起こっているということに対しては懸念をしております。その問題で、先ほど比嘉京子委員からの質疑がありました。教育の中立性というお話がありましたが、再度、教育長の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○大城浩教育長 やはり教科書の採択につきましては、政治的に中立にならないといけないということはもう我々も十分に承知しております。また、公平・公正でなければならないということもありますので、そういった視点からこれまでも採択地区には選定資料をもとにしながら、採択の条件とか、方法とか、調査の観点をお示ししてきたつもりでございます。

○仲田弘毅委員 教育長として大変賢明なスタンスをとっていらっしゃるかと考えております。今までの流れの中で、平成16年の当時の閣議決定を受けて、平成18年度の新しい改正教育基本法に基づく平成20年度の新学習指導要領、その学年進行に基づきながらこの教科書が使われて、対象になっていくということですが。その中において、今、これはもう来年4月のことですから、子供たちに実際にこの教科書の使用が間に合うかどうかということが、私たちは大きな懸念として持っているわけです。スタンスとしては、教育長はやはり主体性を持って八重山地区の皆さん独自で決定をしていただきたいという心構えでいらっしゃるわけですが、これはもし、どうしても意見の調整がつかないというとき、その最悪のシナリオの中で期限をどの程度まで持っていけば来年の4月に検定された教科書が間に合うかどうか、そのことをまずお聞かせください。

○大城浩教育長 今の仲田委員の、もしもという仮定への回答はなかなか厳しい面がありますが、本当に可能な限り、早目に文部科学省とも調整をしながら、早目に採択できるような対応を進めていこうと考えております。

○仲田弘毅委員 これは厳しいという状況は、つまり竹富町と与那国町及び石垣市との考え方が違うということで、今、一本化の調整をされているわけですが、この一本化ではなくて、おのおのの選定された教科書を使うという方法論も配慮されておりますか。

○大城浩教育長 今、現行法では、そういったことは想定されておられません。

○仲田弘毅委員 これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律と義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律のバッティングした—やはりこれはある程度矛盾している。そういった中において、今、文部科学省が1つのものをまとめていくという大きな作業をやるわけですが、今回のトラブルを受けて、県の教育長として、文部科学省に対してどういったことを進言したいと考えていますか。

○大城浩教育長 やはり今はどうしても2つの法律がございますので、現行法をしっかりと我々はコンプライアンス—法令遵守をしていくのが最大の立場でしょうから、そういう視点で地元の合意形成を促していくと、そういったことしかないと思います。ですから、いきなり我々が文部科学省に進言するとかどうのこうのは今は差し控えたいと思います。

○仲田弘毅委員 新聞報道では、今、八重山地区が大きく注目されているわけですが、この41市町村の3市町以外の地区では、どのような状況になっているわけですか。

○大城浩教育長 八重山地区以外では順調に採択をされて、順調に需要数も報告されていると伺っております。

○仲田弘毅委員 これはその話を聞いて安心しているわけですが、八重山地区の3市町が、数的には約500冊から600冊というお話がありましたが、ぜひ、この3地区の子供たちですね。八重山地区のこの3市町の子供たちにしっかり勉

強ができるような体制づくりを応援していただきたいと思います。

次に66ページ、陳情第66号。教育費の無償化、費用の大幅な軽減を求める陳情ですが、これは貧困家庭の子供たちが今対象になっている、就学意欲がありながら勉強が滞っている子供たちをどうするかという陳情であります。まず最初に、この就学援助ですね。これは安慶名財務課長が担当だと思っておりますが、この沖縄県のこれまでの就学援助がどういう形で、どの程度行われてきたか、まずはお聞かせください。

○安慶名均財務課長 就学援助制度についてまず御説明いたしますが、経済的な理由によりまして就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しましては、市町村が学用品費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図っているところでございます。これについては市町村の単独事業として実施されておりました。この直近の平成22年度の実績で申し上げますと、市町村において要保護、準要保護に認定された児童生徒の数は2万5237人、これは率にしますと17.12%ということになっております。

○仲田弘毅委員 財務課長、これは平成17年までは国庫補助で対応されていたわけですか。

○安慶名均財務課長 就学援助は要保護と準要保護に分かれておりました。要保護については現在も国庫2分の1になっておりますが、準要保護については、平成17年度以降、市町村の一般財源の対応になっております。

○仲田弘毅委員 この国庫補助が打ち切られて、市町村の単独事業—市町村が対応するようになって、その結果としてどのような影響があらわれていますか。

○安慶名均財務課長 就学援助につきましては、昨今の経済状況等も反映をしていると思っておりますが、毎年増加傾向にあります。平成17年度以降の準要保護につきましては、これは三位一体の改革の中で国庫補助から一般財源に変わったものでありまして、税源移譲であるとか交付税措置ということで市町村の負担分については一定程度、財政措置が今なされております。

○仲田弘毅委員 教育長、政権が変わりまして高等学校の授業料が無償化になったわけですが、従来、高等学校の授業料を徴収しているときにその徴収率、未納率の問題で中途退学問題が大きくクローズアップされた時代があるのです

が、無償化されて中途退学の子供たちがどの程度変化があるか。平良県立学校教育課長、まだ一度も答弁しておりませんから。

○平良勉県立学校教育課長 授業料の無償化の影響がどうなのかというのは、まだわからないのですが、中途退学問題等かなり改善はしてきているということでございます。

○仲田弘毅委員 具体的にどの程度、中途退学の子供たちが減ったという数字はありますか。なければ構いません。

○平良勉県立学校教育課長 ございます。今、全国の中途退学率が1.7%でございまして、本県も全国並みの1.8%まで下がってきたというところでございます。

○仲田弘毅委員 ということは、授業料を徴収していたころはもう少しパーセンテージは高かったということで理解してよろしいでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 パーセンテージで申し上げれば、授業料を徴収していたころよりは下がっているということでございます。

○仲田弘毅委員 自分の出身校は前原高等学校なのですが、我々が在学時代は勤労学生といわれる定時制の一家計を助けながら夜学で就学をします。そういったことは、今は大変厳しいと言われますが、あのころはそれが普通と言われる時代だったわけですね。それで今現在この子供たちの中には、特に授業料を徴収していたころも含めて家計が経済的に大変厳しいということで、勉強をしたいのですが経済が許さないから、高等学校、大学は進学できないと。この子供たちのために今現在、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団、その中で前の日本育英会等も含めて奨学資金が充当されているのですが、今現在、高等学校でその奨学資金を活用しながら在学して、一生懸命勉学に励んでいる子供たちの数というのは何名ぐらいいらっしゃいますか。

○平良勉県立学校教育課長 現在、高等学校の育英奨学事業で3145名が奨学資金を受けて勉学に励んでいるというところでございます。

○仲田弘毅委員 その中でこの子供たちの家計の調査一例えば、本当に経済的

に厳しいのかどうかという調査もなされているかどうか、そしてそういった貧困家庭の子供たちが優先的に就学資金を充当されているかどうか。県立学校教育課長、どうでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 この奨学資金を受け取る場合には、例えば成績の面とか経済的理由とかしっかりと調査をして、そういった形でクリアしている皆さんに奨学金を給与しているというところでございます。

○仲田弘毅委員 ぜひ奨学資金の充当される子供たちは、この貧困家庭の中で成績が優秀で就学意欲が大きい子供たちを最優先でフォローしていただきたいと思います。資料によりますと、日本の子供たちの貧困率が14.2%、300万人という話がありますが、この貧困家庭の中で—これはことしの8月に、西原町の御出身で新城ちかこさんという59歳の女性が新聞投稿した記事が大変すばらしいので、皆さんに御披露して終わりたいと思います。タイトルは「昔の先生」であります。昭和15年生まれのあるお兄さんを筆頭に、弟や妹の8人家族の貧困家庭の話であります。「長男兄さんの小学校5年生のころ、PTA会費を3カ月間未納したとき、『忘れました、済みません。』その繰り返しを何度かしたある日、お昼時間に担任の先生から『職員室に来なさい。』と呼ばれました。そのお兄さんはしかられることを覚悟して職員室に行きますと、先生はバリカンを持って、なれない手つきでこの子の頭を丁寧に刈ってくれたそうです。その先生は、時折バリカンを動かしながらも、大粒の涙をふきながら、プロではないバリカンをしっかりと操作してきれいに刈ってくれたそうです。そのお兄さんは恩師の愛情をずっと胸に暖めて、後々、美容師になり、お世話になったその話を時々お客さんにしてくれるとのこと。子供時代の教師は人生を左右すると言っても過言ではありませんし、子供の夢を育むというのは、いつの時代も大人の責任が大きい。『3歩下がって師の影を踏まず』。新城ちかこさんは「この格言が好きです。」と結んでおりました。どうか、教科書問題も、いじめの問題もいろいろ課題を抱えている教育委員会、私たちも一生懸命支えて頑張りますので、教育委員会の皆さん頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 陳情第119号、この教科書に関する陳情ですが、選定するに当たって、採択権者の中で、県教育委員会の考えなどは示されたのでしょうか。

か。そういうのはあるのでしょうか。選定に当たっての県の考え方。

○大城浩教育長 県教育委員会でも沖縄県教科用図書選定審議会というものがありまして、その中で採択の条件とか採択の方法、調査の観点、この3つの視点でここでしっかりと議論をしてもらいまして、それを各採択地区に選定資料として渡しております。

○桑江朝千夫委員 これはいわゆる沖縄県教育委員会の選定に当たっての選定基準としてとらえていいのですか。

○大城浩教育長 そういったとらえ方をしていると思います。

○桑江朝千夫委員 その選定基準を述べていただけませんか。

○狩俣智義務教育課長 主な項目等を読み上げます。まず目次ですが、平成24年度に中学校で使用する教科用図書の採択についてということで、これが2ページあります。次に、平成24年度に小中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択についてということで、これについては6ページでしょうか、ございます。最後に、採択基準と改善箇所ということで、新旧対照表というものがございます。

○桑江朝千夫委員 後ほどこれを資料でいただきたいのですが。

○狩俣智義務教育課長 はい、大丈夫です。

○桑江朝千夫委員 最後に、この選定基準—今、述べられた比較対照表というものもあるらしいのですが、特に沖縄県は本土と違って沖縄県独自のといえますか、独特の項目はあるのですか。

○狩俣智義務教育課長 内容の観点、平成24年度中学校で使用する教科用図書の採択についてというものが1ページにございまして、その中に教科用図書調査の観点というものがございます。その中で、学習内容の質、量が学習指導上適切であることという項目がありまして、その中の4番目に、地域社会の特性や要請に応じられるように配慮されているかという観点がございます。

○桑江朝千夫委員 これは全く文部科学省から通達された部分の域を超えていないようにも思うのですが、どうですか。

○狩俣智義務教育課長 基本的には、文部科学省の指導・助言を受けるという形をとっておりますので、大きな違いはないと理解しております。

○赤嶺昇委員長 質疑のため、副委員長に委員長の職務を代行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、副委員長、委員長席に着席)

○西銘純恵副委員長 再開いたします。

委員長の指名により副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 何点か確認させてください。八重山地域の教科書問題についてなのですが、いわゆる規約改定が行われたのですが、これは玉津教育長が石垣市の教育長として採択地区協議会一本人自身が採択地区協議会の会長なのですが、そちらに対して規約改定を申し入れたということによろしいですか。

○狩俣智義務教育課長 そういう報道を我々も承知しておりますが、その要請文等がどういうものなのか、この詳細を把握しておりません。

○赤嶺昇委員 そうすると、結局、肩書の話で教育長から一まあ採択協議会の会長でもありますし、それは報道で言っていることなのですが、そうすると教育長の立場で教育委員会を開いて、その規約改定を採択地区協議会に求めたということも把握していないということによろしいですか。

○狩俣智義務教育課長 把握しておりません。

○赤嶺昇委員 実はこの文部科学省で教科書採択のあり方について、いろいろな報告等が出ていると思うのですが、私が持っている資料において、何点かあ

るのですが一基本的な考え方ですね。この専門的な教科書研究という部分について、どのように文部科学省は言っていますか。

○狩俣智義務教育課長 この件につきましては、専門的な教科書研究の充実が必要であると。適切な採択のためには教科書内容についての十分かつ綿密な調査研究を欠かすことはできない。このため、都道府県教育委員会採択地区等において適切な採択組織手続による専門的な教科書研究の一層の充実を図ることが重要であると、このように記載をされております。

○赤嶺昇委員 この専門的な調査研究というのは一まず確認したいのは、調査員がいますね。調査員はどれぐらいの期間をかけて調査研究をされるのですか。

○狩俣智義務教育課長 各採択地区によっても違うと思いますが、おおむね2カ月ぐらいの調査期間があると承知しております。

○赤嶺昇委員 調査員は、教科書というのは私の認識では何社かの教科書によっては、やはりそこに採択されるかされないかによって、かなりの利益というか、子供たちにもう5年間も使われるわけですから。ということは、この調査員は公開されていないと思うのですが、どうですか。かなりシビアに調査員が選定され、2カ月間かけてやっているという認識を私は持っているのですが、いかがですか。

○狩俣智義務教育課長 調査員の氏名は公表されておられません。

○赤嶺昇委員 それで今回、調査員の規約改定の中で、意見が結果的に余り反映されていないという中で、八重山地域以外の採択地区協議会の報告書を見ると、やはりかなり細かく、なぜ推薦したかの理由が明確に出ているわけですね。そのあたりについて、やはり2カ月もかけて調査員がどの教科書がいいかということを確認に出しているということについて、教育長はどうですか。

○大城浩教育長 やはり調査の観点等々の中で私もお話しした覚えがありますが、少なくとも調査員の役割がありますね。専門的な立場から、いろいろな角度から調査研究をしていく、そういう役割がありますから、その役割にのっとっての調査員の役割としての調査の観点でしょうから、そういった意味では教科書採択に当たっては、調査員の御意見は大変大きな役割があるものであると

認識しております。

○赤嶺昇委員 次に、同じくこれも文部科学省からの報告なのですが、開かれた採択の推進ということで、これも明確に文部科学省は、いわゆる教科書は児童生徒や教員はもちろんのこと、保護者にとって身近なものであると。なるべくできる限り公開にするようにということで指導されているのですが、いかがですか。

○狩俣智義務教育課長 そのとおりであります。

○赤嶺昇委員 手続の話も大分出たのですが、最終的には採択地区協議会であったり、その地域の教育委員会が判断するというので、そのとおりだと思います。ところが、先ほども一午前中の質疑の中でも、例えば自民党の文部科学委員会において、県教育委員会に対して竹富町教育委員会を指導するようにということの発言はあったのですか。もう一度確認をお願いします。

○狩俣智義務教育課長 私もその場に参加をしておりますが、ここは指導というよりは要請であるという認識です。

○赤嶺昇委員 次に、いわゆるこういったこの一連の流れにおいて、最終的にまだ今なかなか歩み寄れないという現状があるのですが、この教科書をですね一手続上ではないですよ。この地元の石垣市教育委員会も、竹富町教育委員会も、与那国町教育委員会もこれだけ問題になって、なおかつ反対意見も手続の問題もいろいろな意見が出ている中で、結果的にそれを今、手続上問題ないということによって、この教科書が子供たちにとって、子供たちが手続上問題ないといった中で子供が手にとるような教科書として、教育長はどのように考えますか。

○大城浩教育長 教科書の特徴については、私がいちいちコメントをする立場にございません。

○赤嶺昇委員 そうすると多くの県民が、しかも地元の保護者やPTAの皆さんが一例えば、新聞の調査によると6割ぐらいが反対ということで、コメントできないという立場はわかるのですが、これは教科書そのものの問題ではなくて、この反対をしている中でこれを押し通すということは非常に大きな混乱を

もたらずのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○大城浩教育長 午前中にもお話ししたかと思いますが、私は少なくとも教育委員会は政治的に中立であると、同時に、一方に偏った教育をした場合には、やはり子供たちの創造性とか人間性というのは損なう可能性が十分にあるのです。同時に、地方自治においては住民の意思を十二分に反映する必要があると、そういったことも言われていますので、そういう立場からコンプライアンスの視点、そして地方自治の視点、そういった視点でこれからも文部科学省とも指導・助言を仰ぎながら対応していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 それから本会議での、途中で時間が切れたのですが、9月8日の全教育委員による協議に向けて、皆さんは文部科学省といろいろ相談をしながら進めてきたということをおっしゃっていたのですが、これは間違いはないですか。

○狩俣智義務教育課長 間違いありません。

○赤嶺昇委員 9月8日の協議に向けて、どのように県教育委員会が指導や助言をするかということをおっしゃって文部科学省と相談してきたにもかかわらず、なぜ文部科学省が態度を一変するに、協議をしてきたにもかかわらず9月8日の協議が整っていないと言っていると理解していますか。

○狩俣智義務教育課長 この協議が整っていないという当初の文部科学省の見解ではありますが、これについては教育長からも述べられているように、石垣市及び与那国町両教育長から協議は無効であるとの文書が文部科学省に届いていると。そのことをもって、やはり合意形成がなされていないということが文部科学省の判断ということでもあります。

○赤嶺昇委員 皆さんははしごを外された感がありますか。

○狩俣智義務教育課長 そのような考えは持っておりません。

○赤嶺昇委員 言えないと思いますがね。皆さんが今後も文部科学省ともしっかり連携をしながら進めていくという姿勢になっている中で、ただ、しっかり整理されているのが、いわゆる最終的には地元の教育委員会がやはり権限を持

っていると。文部科学省が一文部科学大臣がこの法整備をまた整理するとかいって整備をした中で、これは文部科学省がどこにしなさいという権限は、最終的に文部科学省は持ち得ると思いますか。

○狩俣智義務教育課長 仮定の議論でありますので、なかなか述べにくいということであります。

○赤嶺昇委員 教育長は明確に、この採択地区協議会の答申は、先ほどの質疑の中でそれは手続上有効であると。しかし、その答申が決定ではないと。あくまでも地元の教育委員会が決めるのだという話をしていますよね。文部科学省は、いわゆる2つの法律があって、この法整備を内閣法制局と調整をして結論を出すと言っているのですよ。でも、教科書はやはり教育委員会が最後に決める権限を持っていると私は思うのですよ。それは答え切れるのではないですか。どんな解釈をされようとも、やはり地元の教育委員会がこの教科書を決めるといふ権限は覆らないと思いますよ。いかがですか。

○大城浩教育長 これはやはり2つの法律が現存としてございますので、2つの法律にも優劣はないと、そういう立場ですので、やはり最終的には採択地区でお決めになる事柄でしょうが、そういった立場を我々も堅持していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 先ほども少し出たのですが、期限がいつなのかという話はもうみんなが一番気にしている点でもあるのですが、結果、まともにならなかった場合に、この義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律が適用されないということになったことと、これは今、いわゆる竹富町とその残りの2つがありますよね。これはすべてが無償の対象にならないという可能性ですか。要するに何が言いたいかという、この答申が、いわゆる1つの教科書になっていますよね。その部分については無償になって、竹富町だけが有償になるということではないですよ。すべてがこの義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の部分でいうと有償になるということですか。

○大城浩教育長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の趣旨は、どうしても採択地区内で一本化しなさいと、そういう趣旨ですので、今みたいな1つの地区で、例えば2つの案が出てきたということは全く想定できないわけですね。ですから、そういった場合には無償になるのか、有償になるの

か、そのあたりはまだ全く我々としては想定はできません。

○赤嶺昇委員 それから先ほど、ほかの地区の採択においても報告書が出ているのですが、もうこの間、何の問題も起きてこなくて、これが例えば県内のほかの採択地区においても同じような現状が起きるならばまだしも、ピンポイントで八重山地域だけがこれだけ大きな問題を抱えて、ほかの地区はすべて調査員の意見もしっかり反映している現状なのです。教育長がおっしゃいます拙速な規約改正であったりとか、やはりこれも大きな混乱で、調査員も専門性という部分でいうと、これも文部科学省の指導のもとできているわけですよ。ですから今後、これは八重山地域だけに限ったことではなくて、やはりこういった部分を、やはりなるべくこの文部科学省が出している通知であったりとか、いま一度そのほかの採択地区協議会も、もう一回この報告書も一2カ月もかけて調査員が密室の中でずっと研究をして出されるということは、私はやはり教育長も認めるところであるので、そこも整理していただいてしっかり守っていただきたい。もう一点は、最終的な判断は国がどういふかわかりませんが、やはり沖縄の子供の視点に立った一子供とかみんな同じだと思いますよ。子供たちの視点になるということを考えると、やはりこの手続も大事だと思いますよ。ただ、手続だけで子供たちや当事者が蚊帳の外に置かれているように私は感じますが、教育長はいかがですか。

○大城浩教育長 たしか、八重山高等学校の女子高校生が新聞投稿をなさっていた記事は私も拝読いたしました。まさに若い感性で見事にずばっと本旨を指摘したものにつきまして、私も何といたしますか、感動といたしますか、すごいなと思いつつながら記事を読んだことを思い出しました。

○赤嶺昇委員 最後に、これは公式な話ではなくて、今これだけ八重山の採択地区協議会の皆さんであったり、いろいろとこれだけ一行き詰まっているわけですよ。もう教育長としてなかなか手続上の部分ではなくて、腹を割って玉津さんであったりとか、この皆さんとしっかり意見交換を一公式でなくてもいいのですよ。そこは必要ではないかなと私は思いますが、いかがですか。

○大城浩教育長 今の対策チームでも、さまざまな視点から議論をしております、何とか合意形成を図るような着地点が見つかれば一番いいのですが、逆にこちらからどういった方法がありますでしょうかということも委員の方々にもお聞きしたいぐらいなのですが、少なくとも採択地区で一本化が図られるよ

うなことを、これからも県教育委員会といたしましても、一義的には採択地区の問題でしょうが、努力をしていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 ぜひ、どの委員もやはり子供たちが大事だということをおっしゃるので、このあたりは大人がしっかりと示すという意味でいうと、採択地区協議会の皆さんの意見もあると思います。いろいろあると思います。そこをやはり何かの方法でしっかりと話し合いをする場を、公式ではなくてもいいと思うのですが、そういう場をもしできるのでしたらお願いをしたいなと思っています。

○西銘純恵副委員長 赤嶺委員の質疑が終わりましたので、委員長を交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長、委員長席に着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情等に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第3号議案沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案の条例議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第10号議案交通事故に関する和解等について及び乙第12号議案損害賠償請求事件の和解等についての議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案及び乙第12号議案の議決議案2件は可決されました。

次に、甲第3号議案平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算(第1号)の予算議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情134件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇